

# 与謝野晶子と『横浜貿易新報』

——女性・教育両評論を中心として——

影 山 昇

## 目 次

はじめに	の実現
I 『横浜貿易新報』と晶子の社会評論活動	III 教育問題を中心とした評論活動
1 『横浜貿易新報』と三宅磐社主兼主筆	1 素質と個性の並存
2 晶子の社会評論等「題名」一覧	2 家庭教育
II 女性問題を中心とした評論活動	3 初等教育と成城小学校（「模範小学」）への期待
1 自由恋愛と2つの事件	4 中等教育及び高等教育
2 産む性の試練	5 平和主義に立つ「教育ニ関スル勅語」支持
3 読書のすすめと女性の自覚	6 官憲の「学問の自由」弾圧批判
4 母性保護論争	むすび
5 急がれる国内での平等主義	

## はじめに

『横浜貿易新報』（大正5年〈1916〉9月5日付）には与謝野晶子（以下「晶子」と略す）の顔写真をのせた以下のような「社告」が掲載されている。

### 与謝野晶子女史の寄稿

#### 明日の『家庭と婦人』欄より掲載

本紙に毎週一回水曜日の一頁を割いて婦人及び家庭の為に特殊の読物を提供して居りますが昨今女子の思想問題が大分論議されて

居るに拘らず未だ真に女子が帰趣<sup>きしゆ</sup>すべき彼岸を発見し得ない観がありますから此際此の問題を解決すべき一つの鍵として当代女子思想界の権威たる与謝野晶子女史にお願い致しまして明日の本欄から毎回同女史の玉稿を戴いて掲載することに致しました。新しい巾<sup>きんかく</sup>襖(女流)歌人として将<sup>ま</sup>た女子思想界の博識として同女史の温健なる思想と絢爛たる才筆とは事新しく皆様に御紹介するまでもありますまい。ここにはただ同女史の玉稿を皆様に御紹介し得る喜びを述べて、皆様の思想上に心強い案内者の出来たことを御報告申し上げて置きます<sup>1)</sup>。

こうして翌9月6日付の同新報から、晶子の「返照金塵」(筆者注・例え日常生活の中で些細な事柄であると思われるものであっても、焦点の当て方如何でとても重要な問題が隠されているものが多々あるの意)と題し、副題として「折々の感想」と付された記事の連載が始まった。そして同新報に晶子が寄稿した最後は昭和10年(1935)3月10日付の「雑記帳より」で、その間に実に816編に及ぶ膨大な数の評論や随筆等をほぼ毎週1度、休筆もほとんどなく執筆し続けているのである。

そこで本論考では、晶子が『横浜貿易新報』に寄稿した大正5年から昭和10年までの約20年に及ぶ激動の日本の歩みの折々に、女性や教育問題をはじめ政治・経済・社会・文化等といったさまざまな分野にわたる晶子の数多くの諸評論のなかで、特に女性や教育の問題に関する論説を取り上げ、晶子の女性論や教育論の解明とそのもつ今日的な意義につき考察を試みてみた。

## I 『横浜貿易新報』と晶子の社会評論活動

### 1 『横浜貿易新報』と三宅磐社主兼主筆<sup>ばん</sup>

晶子が評論を寄稿した『横浜貿易新報』は日刊紙で、明治23年(1890)2月1日に『横浜貿易新聞』と題し、横浜市南仲通4丁目61番地から宇川盛三郎主宰下、横浜貿易商組合の機関紙として創刊されたのが始まりである。

紙幅は『官報』サイズの菊2倍判で、同年9月2日付・第180号から

普通新聞サイズに拡大されている。

その後、明治37年(1904)5月に社主が富田源太郎となり、同年6月19日に『横浜新報』(明治34年<1901>3月創刊)と合併、紙名も『横浜新報』と改題され、発行所も横浜市本町6丁目に移転した。さらに同年7月1日付で『貿易新報』に変更し、ここに同紙は商業紙から一般紙へと大きく転換する。

ついで明治39年(1906)12月3日付、第2000号を機会に紙名も『横浜貿易新報』とまたもや改題、最初の記念号は40面の大冊として発行されている。

続いて明治43年(1910)7月には『東京日日新聞』の経済部長をも歴任した実績のある三宅磐が社主となり、以来社業は大いに盛んとなり、かつ民政党系の新聞と目されるようになる。

大正期に入ると他紙を圧倒するほど購読者が増え、横浜の新聞界を独占するまでの勢いを示していく<sup>2)</sup>。

そこで以下では三宅<sup>磐</sup>(1876~1935)という人物につき言及しておく。

三宅の号は操山。岡山市出身。東京専門学校(現在・早稲田大学)卒業後、『大阪朝日新聞』経済部記者で在学中から都市問題に関心を寄せていた。明治34年(1901)に関西労働組合期成会常置員。明治38年(1905)には菅野スガと大阪同志会を結成する。

明治39年(1906)には『東京日日新聞』に移り、経済部長に就任する。その後、明治41年(1908)に横浜市から招かれ、新都市計画策定のための市政顧問となり、さらに推挙されて『横浜貿易新報』の社主兼主筆となり、憲政擁護を主張する。同紙の評価も高まり、同紙は全国的にも周知される第一級の地方紙へと発展したのも、三宅の貢献によるものであった。

大正7年(1918)には横浜市議員、同13年(1924)には神奈川県会議員など歴任。さらに昭和2年(1927)には補欠選挙で当選以来、衆議院議員をも歴任し、県下の憲政会=民政党の重鎮として活躍するも昭和10年(1935)5月、三宅は死亡する\*<sup>3)</sup>。

\* 三宅磐死亡後、『横浜貿易新報』の紙勢は急速におとろえ、大東亜戦争突入前後の新聞統制のすすむ過程で『横浜新報』と合併し、昭和15年(1940)

12月13日より『神奈川県新聞』と改題する。さらに昭和17年(1942)2月1日には『神奈川日日新聞』(横須賀で昭和6年<1931>3月10日創刊)に併合されるかたちで『相模合同新聞』(小田原で昭和15年<1940>8月1日創刊)と合同、ここに『神奈川新聞』の創刊となり、現在に及んでいる。

## 2 晶子の社会評論等「題名」一覧

三宅磐社主兼主筆から懇望され、『横浜貿易新報』の「家庭と婦人」欄に晶子の社会評論が掲載され始めたのは大正5年(1916)9月6日付の「返照金塵(一)」(折々の感想)以降で、晶子の社会評論は三宅社主が死亡する直前の昭和10年(1935)3月10日付「雑記帳より」まで、実に20年近い長期連載となり、その数は実に816編の多きに達している。

そこで以下には、晶子の『横浜貿易新報』に執筆した社会評論等「題名」一覧を示すことにする<sup>4)</sup>。

表 与謝野晶子『横浜貿易新報』掲載・社会評論等「題名」一覧

回	掲載年月日	題名	女性の動き
1~8	大正5年(1916)		1月1日 「婦人公論」創刊
	9月6・20・27日	「返照金塵(一)~(八)」	7月17日 黒田チカ・牧田らく 東北帝国大学卒業
	10月4・11・18・25日		9月1日 「工場法」施行
	11月1日		9月 中糸(宮本)百合子「貧し き人々の群」(『中央公論』)
	11月9日 神近市子(29)大杉栄 刺傷(日蔭茶屋事件)		
9~16	11月8・15・22・29日	「鏡影録(一)~(八)」	2月 ロシア革命(2月革命)
12月6・13・21・27日	3月 「主婦之友」創刊		
17	大正6年(1917)		
18~27	1月1日	「文学を志す若き婦人達に」	
	1月14・21・28日	「最近の感想(一)~(十)」	
28~29	2月4・11・18・25日		
	3月4・11・18日		
	3月25日・4月1日	「薔薇咲く窓より(一)~(二)」	4月 神戸市立女子商業学校 設立(最初の公立女子商業学校)
30	5月6日	「スタンソン嬢に捧ぐ」	4月4日 澤柳政太郎、私立成 城小学校創設、新教育実験校誕 生
31~34	5月13・20・27日	「緑蔭筆録(一)~(四)」	
	6月3日		
35~36	6月10・17日	「雑記帳より(一)~(二)」	
37	6月24日	「旅中所感」	
38~41	7月1・8・15・22日	「旅中より(一)~(四)」	7月11日 友愛会、第1回婦人 部大会
42	7月29日	「避暑の心理」	
43	8月5日	「驟雨の後」	8月1日 東京帝国大学最初の 夏期公開講義・女性60名受講(大 半は女教員)

回	掲載年月日	題名	女性の動き
44	8月12日	「私の新聞観」	
45~46	8月19・26日	「家庭の反省(上)(下)」	
47	9月2日	「秋の歌より」	9月 「婦人界」(東京社)創刊
48	9月9日	「産前の恐怖」	
49	9月16日	「秋の歌より」	9月21日 「臨時教育会議官制」 公布(「教育調査会」廃止)
50	9月23日	「最近の感想」	9月27日 女性運転手最初の許 可証下付
51	9月30日	「雑詠の中より」	
52	10月14日	「産褥に在りて」	10月14日 尋常小学校に御真影 配布
53	10月21日	「産褥の中より」	
54	10月28日	「小学女教員大会」	10月20~22日 全国小学校女教 員会(帝国教育会開催)
55	11月4日	「最近の感想」	11月7日 ソビエト政権成立 (ロシア10月革命)
56	11月11日	「冬の歌より」	
57	11月18日	「婦人の愛情」	
58	11月25日	「学校に於ける兵式体操に反対 す」	
59	12月2日	「男性の歌より」	
60	12月9日	「最近の感想」	
61	12月16日	「女は掠奪者」(詩一編)	
62	12月23日	「年の暮に」	
	大正7年(1918)		
63	1月1日	「婦人と戦後の理想」	
64	1月6日	「早春の歌より」	
65	1月13日	「紅梅の前にて」	
66	1月20日	「愛と理性」	
67	1月27日	「姑息な学制改革」	
68	2月3日	「自作の歌より」	
69~70	2月10・17日	「主婦の一人として」(同一テー マ)	
71	2月24日	「浅春の小曲」(詩十編)	
72	3月3日	「叙情の歌より」	3月1日 東京女子大学設立, 学監安井てつ(校長・新渡戸稲 造)。友愛会紡績労働組合結成
73	3月10日	「最近の感想」	
74	3月17日	「何故の出兵か」	3月23日 私立東京女子大学 「専門学校令」により認可
75	3月24日	「最近の歌より」	3月27日 「市町村義務教育費国 庫負担法」公布
76	3月31日	「過激派の詩人」	
77	4月7日	「若き友へ」	
78	4月14日	「近作の歌より」	4月13日 全国処女会中央部設 立
79	4月21日	「最近の感想」	
80	4月28日	「日本婦人と食物」	
81	5月5日	「初夏の歌」	
82	5月12日	「最近の感想」	
83	5月19日	「薔薇の歌」(詩六篇)	
84	5月26日	「学校衛生と廉販市」	
85	6月2日	「近作の歌より」	

回	掲載年月日	題名	女性の動き
86~87	6月9・16日	「女子の偏見(上)(下)」	
88	6月23日	「雨中の窓にて」	7月 「赤い鳥」創刊
89	6月30日	「児童の素質と教育」	7月23日 富山県に米騒動起こる(後、全国に普及) 9月 平塚らいてう・与謝野晶子、母性保護論争起こる 9月20日 北海道帝国大学で女性入学許可
90	10月6日	「心頭雑草」	
91~93	10月13・20・27日	「労働と婦人(上)(中)(下)」	10月24日 臨時教育会議「女子教育」答申
94	11月3日	「近作の歌より」	
95	11月10日	「感冒の床から」	11月11日 第1次世界大戦終結
96	11月17日	「真珠抄」(詩二編)	11月12日 黒田チカ、東京化学会で研究成果報告
97	11月23日	「旅中より」	
98	12月15日	「心頭雑草の序」	
99	12月22日	「實際生活の危険」	12月6日 矯風会創立30周年記念集会 12月7日 女学校同窓会連合会
<b>大正8年(1919)</b>			
100	1月1日	「新春の歌」(詩二編)	
101	1月5日	「年頭雑話」	1月5日 松井須磨子自殺(34)
102	1月19日	「敏感の欠乏」	
103	1月26日	「婦人の禁酒運動」	
104	2月2日	「政治家の無思想」	2月17日 私立神戸女学院専門部、私立神戸女学院大学部と改称
105	2月9日	「残雪の窓から」	
106	2月16日	「自作の歌より」	
107	2月23日	「糞壇の下より」	
108	3月2日	「女子の精神教育」	3月 長崎活水女学校、専門学校に昇格
109	3月9日	「近作の歌より」	3月10日 山脇玄、貴族院本会議で婦人参政権問題の件で質問演説(議会最初)
110	3月16日	「最近の感想」	3月14日 私立活水女子専門学校(長崎)、「専門学校令」により認可
111	3月30日	「女子の智力を高めよ」	
112	4月13日	「近作の歌より」	4月 女子医学専門学校七日会結成(最初的女子学生社研グループ)
113	4月20日	「産褥より」	
114	4月27日	「自ら責めよ」	4月 「改造」創刊
115	5月4日	「建築と衣服」	
116	5月11日	「近作の歌より」	
117~118	5月18・25日	「最近の感想」(同一テーマ)	5月29日 矯風会貧民児童救済の与望館設立
119	6月1日	「憂鬱の時」	6月1日 浅野セメント保育所設置
120	6月8日	「晶子歌話(一)」	
121	6月15日	「最近の感想」	

回	掲載年月日	題名	女性の動き
122	6月22日	「晶子歌話(二)」	
123	6月29日	「屋根の草」	6月28日 ベルサイユ講和条約調印
124	7月6日	「晶子歌話(三)」	
125	7月13日	「最近の感想」	7月 最初の公立託児所設立(大阪)
126	7月20日	「晶子歌話(四)」	7月 鉄道院共済組合、産前産後4週間休暇に給与半額支給決定
127	7月27日	「最近の感想」	
128~129	8月3・10日	「晶子歌話(五)(六)」	
130	8月17日	「最近の感想」	8月4日 日本教員組合啓明会結成
131	8月24日	「晶子歌話(七)」	
132	8月31日	「旅より帰って」	
133~134	9月7・14日	「晶子歌話(八)(九)」	
135	9月28日	「近作の歌より」	
136	10月5日	「最近の感想」	
137	10月12日	「女子と家庭職業」	10月13日 女子工手学校設立
138	10月19日	「近作の歌より」	
139	10月26日	「奢侈の理想」	
140~141	11月2・9日	「貧民窟の詩人(上)(下)」(賀川豊彦氏の詩集「涙の二等分」の序)	11月18日 国際労働会議、婦人夜業廃止案採択、婦人労働者即時実施要望
142	11月16日	「近作の歌より」	
143	11月23日	「学生の制服」	11月24日 婦人会関西連合会結成
144	11月30日	「最近の感想」	
145	12月7日	「労働問題と愛」	12月6・7日 大阪府女教員大会
146~147	12月14・21日	「女子の読書法(上)(下)」	12月17日 奈良女子高等師範学校、保母養成科設置
148	12月28日 大正9年(1920)	「歳末の感想」	
149	1月11日	「最近の感想」	1月 流感大流行 1月10日 国際連盟発足(11月15日、第1回総会)
150	1月18日	「思想と実行」	
151	1月25日	「死の恐怖」	
152	2月1日	「最近婦人の運動」	2月14日 婦人社会問題研究会結成
153	2月8日	「普通選挙へ」	
154	2月15日	「女子の社会問題研究」	2月17日 東京帝国大学「聴講生規程」制定
155	2月22日	「最近の感想」	
156	2月29日	「春宵雑曲(詩四篇)」	3月27日 全国タイピスト組合設立
157	3月7日	「女子と政治」	
158	3月14日	「近作の歌から」	3月15日 戦後反動恐慌始まる
159	3月21日	「東洋思想の回顧」	
160	3月28日	「教育界の専制思想」	3月28日 新婦人協会結成 3月31日 京都高等女子専門学校、「専門学校令」により認可

回	掲載年月日	題名	女性の動き
161	4月3日	「最近の感想」	4月 「婦人之友」婦人解放号特集
162	4月11日	「函嶺遊草より」	
163	4月18日	「最近の感想」	5月2日 最初のメーデー、堺 為子参加
164	5月9日	「女人創造の意義」	
165	5月16日	「旅より帰りにて」	
166~167	5月23・30日	「考える生活(上)(下)」	
168	6月6日	「近作の歌より」	
169	6月13日	「最近の感想」	
170	6月20日	「女子より見たる尼港事件」	
171	6月27日	「美しき贈物」	
172	7月4日	「一つの警告」	7月3日 宮崎県、最初の女性 小学校長誕生
173	7月18日	「治安警察法 第五条の撤廃を要 求する理由」	7月7日、東京帝国大学、学年 始期を4月1日とし、大正10年 度から施行(他の帝国大学追随)
174	7月25日	「一隅より」	
175	8月8日	「汗を拭きつつ」	
176	8月15日	「不完全な日常生活」	
177~178	8月22・29日	「最近の感想」(同一テーマ)	
179	9月19日	「階級思想に囚れた改造運動」	
180	10月3日	「純晶子歌話(一)」	
181~182	10月10・24日	「賃銀の標準率を問ふ(上)(下)」	10月1日 第1回国勢調査 10月19~22日 第2回全国小学 校女教員大会
183	10月31日	「折々の感想」	
184	11月7日	「明碧紫影抄」(詩五篇)	11月29日全国盲啞教育大会開 催。帝国盲教育会を組織
185	11月14日	「晩秋一夕話」	
186	11月21日	「人間生活へ」	
187~188	11月28日・12月5日	「女中の職業的意義(上)(下)」	12月 矯風会、万国婦人参政 権同盟に加盟
189	12月12日	「女子の洋装」	
190	12月19日	「私の歌に就て」(歌集「太陽と薔 薇」自序)	
191	12月26日	「歳を送る」	
	<b>大正10年(1921)</b>		
192	1月16日	「初島紀行」	
193	1月23日	「女子の中学教育」(私共の新しく 開く学校に就て)	
194	1月30日	「書齋の隅より」	
195	2月6日	「いろいろのお客(お伽噺)」	2月5日 治安警察法5条改正 案衆議院上程、衆議院可決・貴 族院否決
196	2月13日	「書齋より」	
197	2月27日	「折々の感想」	
198	3月7日	「最近の感想より」	
199	3月13日	「中等教育と国文読本」	
200~202	3月27日・4月3・10日	「最近の感想」(同一テーマ)	4月15日 羽仁もと子「自由学 園」設立

回	掲載年月日	題名	女性の動き
203	4月17日	「書齋より」	
204	5月1日	「最近の感想」	4月24日 西村伊作「文化学院」 設立(学監・晶子) 4月24日 赤潤会結成
205	5月15日	「読本を編纂して」(文化学院の 「文学読本」の序)	
206	5月22日	「最近の感想」	
207	5月29日	「道路の危険」	
208	6月12日	「一つ疑問」	
209	6月26日	「傷ましい謎の死」	7月 桜楓会, 最初の婦人ア パート設立(学術研究者・女教 員・女学生等) 11月25日 全国保育者大学(帝 国教育会開催) 12月22日 明徳女子歯科医学専 門学校, 「専門学校令」により認 可
210	大正11年(1922)		
	2月13日	「自己反省と寛容」	
211	2月19日	「座談から」	
212	2月27日	「私の見た政党」	3月3日 全国水平社創立大会
213	3月5日	「雑感二つ」	3月10日 サンガー夫人来日
214	4月2日	「最近の感想」	
215	4月16日	「昨日今日」	4月9日 日本農民組合結成
216	4月24日	「幾多の新見地」	4月17日 「少年法」公布。「矯正 院法」公布 4月20日 治安維持法改正5条 公布(婦人の政治集会開催, 演説 を聞く自由を獲得) 4月26~28日 全国女子教育者 会議
217	4月30日	「雑感より」	
218	5月8日	「女子教育に就て」	
219	5月14日	「雑記帳」	
220	5月22日	「若き人々へ」	
221	5月28日	「家の問題」	
222	6月5日	「幻覚二章」(詩)	
223	6月11日	「婦人より見た最近の政界」	6月8日 福岡県立女子専門学 校, 「専門学校令」により認可
224	6月25日	「一日のこと」	
225	7月3日	「私の立場に於て」	7月 日本共産党結成
226	7月17日	「森先生の事ども」	7月1~3日 第3回全国小学 校女教員大会, 女教員会結成を 決議
227	7月23日	「一般労働の分担」	7月9日 東京女子歯学医学専 門学校, 「専門学校令」により認 可
228	7月31日	「最近の感想」	
229	9月11日	「『草の夢』の跋」	
230	9月17日	「身の上相談」	9月18日 文部省, 女教員産前 産後休養に関する訓令
231	9月25日	「都市と田園」	
232~233	10月9・15日	「我子の教育(上)(下)」	10月30日 学制頒布50周年記念 式典挙行
234	10月23日	「最近の感想」	

回	掲載年月日	題名	女性の動き
235	10月29日	「学校騒動に就て」	
236~241	11月12・20・一・一日 (該当『新報』不明)12月 10・18日 大正12年(1923)	「永夜雜記(一)~(六)」	12月17日 婦人連盟結成
242	1月21日	「伊豆遊記」	1月 『文藝春秋』創刊 1月1日 少年審判所設置(婦人 保護司) 2月2日 婦人参政同盟結成
243	1月29日	「中等教育と男女共学」	
244	2月5日	「農村小惑」	
245	2月12日	「死の脅威」	
246	2月19日	「文化の矛盾」	
247	3月5日	「厩下の家」	
248	3月12日	「女子の凌辱問題」	3月8日 最初の「国際婦人 デー」演説会
249	3月26日	「電車の中」(詩)	
250	4月4日	「暴力の否定」	4月 福岡県立女子専門学校 開校(最初の公立女専)
251	4月9日	「感想一片」	4月20日 職業婦人社設立(奥む めを)
252	4月23日	「子女の家庭的保護」	
253	6月4日	「史談」	5月1日 女子教育振興委員会 結成
254	6月18日	「人の外的印象」	5月9日 臨時国語調査会「常 用漢字表」発表(1,963字さらに 5月12日に略字154字を追加) 6月14日 女子体育協会設立
255	7月10日	「無産者の子」	
256	7月16日	「思想家の自殺」	
257	7月23日	「気儘な感想」	
258	7月30日	「批評の過信」	
259	8月6日	「感情と理性」	
260	8月13日	「精進湖より」	8月28日 「盲学校及聾啞学校 令」公布 9月1日 関東大震災 9月16日 「甘粕事件」起こる 9月28日 東京連合婦人会結成 11月3日 全国公娼廃止期成同 盟会結成
261~262	大正13年(1924)		
	1月4・11日	「国民教育の簡化(上)(下)」	
263	2月18日	「最近の感想」	2月6日 大阪府立女子専門学 校、「専門学校令」により認可
264	2月25日	「感想二三」	
265	3月10日	「入学試験の悪制度」	
266	3月17日	「一つの抗議」	3月17日 東京市婦人職業紹介 所設立
267	3月24日	「真の危険思想」	4月2日 ダルトン・プランの 創案者ヘレン・パークスト女史 来日
268	4月7日	「畏敬すべき英国婦人」	4月10日 野口援太郎ら、「池袋 児童の村」(新教育の小学校)創 設
269	4月14日	「病床より」	

回	掲載年月日	題名	女性の動き
270	4月28日	「多難の時代」	
271	5月18日	「政界の新転機」	5月15日 赤井米吉の「明星学園」開校
272	5月26日	「感想二つ」	5月30日 全国小学校連合女教員会結成
273	6月1日	「座談から」	
274	6月9日	「我子のこと」	6月 東大セツルメント設立(本所)
275	6月15日	「大正の新政」	
276	6月22日	「我子の信仰」	
277	6月29日	「政界の老人達」	7月1日 メートル法実施
278	7月6日	「米国に対して」	
279	7月16日	「奢侈に就て」	7月31日 奢侈品関税引上(以後、ぜい沢追放・節約奨励)
280	7月20日	「師弟道德」	
281	7月28日	「忙し過ぎる生活」	
282	8月3日	「夏日礼讃」(詩六章)	
283	8月10日	「論断より討論へ」	
284~285	8月24・25日	「旅の記(上)(下)」	
286	8月31日	「最近の感想」	
287	9月7日	「風教論是非」	9月5日 松本女史師範附属小学校の公開授業で視学・学務課長ら、修身授業での補助教材(森鷗外「護持院ヶ原の敵討」)仕様を非難 9月6日 文部大臣、地方長官会議で「教育上の新主義」鼓吹者の監督強化を指示
288	9月14日	「読書の感想」	
289	9月21日	「凡人型」	
290	9月28日	「最近の感想」	
291	10月5日	「神に代る人」	10月 新潟県内農村で女子出稼ぎ(女工)増加、地元青年の結婚難や帰郷女子の都会化傾向から反対運動おこる
292	10月12日	「無関心の時」	
293	10月26日	「秋の言葉」	
294	11月2日	「支那を知りたい」	11月 文部省、奈良女高師附属小学校に視学官を派遣、自由教育の行き過ぎは正を指示
295	11月9日	「是非の標準」	
296	11月16日	「中等教育の欠陥」	
297	11月23日	「生活の標準」	
298	11月30日	「人間的記録」	12月13日 婦人参政権獲得期成同盟会(翌年4月19日・婦選獲得同盟と改称)
299	12月7日	「追憶一篇」	
300	12月14日	「日本に敵無し」	12月22日 文部省に社会教育課を設置
301	12月21日	「歳末の忙しさ」	12月24日 臨時国語調査会「仮名遣改定案」を発表

回	掲載年月日	題名	女性の動き
	大正14年(1925)		
302	1月1日	「一つの初夢」	1月 『キング』創刊(講談社)
303	1月4日	「女子の洋装」	1月9日 帝国婦人協会実践女 学校専門部(後日実践女子専門 学校と改称)、修道女子業学専門 学校(大阪府)、「専門学校令」 により認可 1月10日 文政審議会、軍事 教育実施案を可決
304	1月11日	「諏訪の旅」	
305	1月18日	「新仮名遣法に就て」	
306	1月25日	「最近の感想」	
307	2月8日	「女子の進路」	
308	2月15日	「就職難の緩和」	2月15日 『産児調節評論』創刊
309	2月22日	「普選案の犠牲」	
310	3月1日	「最近の感想」	
311	3月8日	「学院の窓より」	
312	3月15日	「児童の勉強」	
313	3月23日	「人心の弛緩現象」	3月22日 東京放送局放送開始
314	3月29日	「威圧と粗野の外へ」	3月29日 普通選挙法帝国議會 通過
315	4月12日	「局外から」	4月 九州帝国大学文学部女 子入学許可
316	4月19日	「結婚に就て」	4月22日 「治安維持法」公布
317	4月26日	「若き女性」	5月1日 『家の光』創刊(主幹・ 松田鶴子)
318	5月3日	「日月双懸」(謹みて銀婚盛儀を賀 し奉る歌)	
319	5月17日	「女子と高等教育」	
320	5月25日	「座談の一つ」	5月29日 法制審議会「私生子」 の称撤廃決議
321	5月31日	「最近の世相」	
322	6月7日	「漢字制限に就て」	6月 男女同席図書館が初め て設立(名古屋)
323	6月14日	「短夜雑抄」	
324	6月21日	「一つの近事」	
325	6月28日	「支那のこと」	
326	7月5日	「短夜雑記」	
327	7月12日	「学生と暑中休暇」	7月16日 細井和喜蔵著『女工哀 史』刊 7月20日 山川菊栄著『婦人問題 と婦人運動』刊
328	7月26日	「書齋より」	
329	8月2日	「局外より」	
330	8月9日	「短夜雑記」	
331	8月16日	「女子と中等教育」	
332	8月23日	「優秀なる女子」	
333	9月6日	「岡田文相に寄せて」	
334	9月12日	「国語の尊重」	
335	9月20日	「無関心の生」	

回	掲載年月日	題名	女性の動き
336	10月4日	「旅の覚書」	10月1日 第2回国勢調査(総人口8345万6929人)。内閣統計局失業者10万5595人と発表
337	10月11日	「最近の感想」	
338	10月18日	「隣邦の若き友へ」(支那訳「晶子文集」の序)	
339	10月25日	「忍苦勤勞の生」	
340	11月1日	「廉価本の出版」	11月1日 現在の山手線開通
341	11月8日	「最近の感想」	
342	11月15日	「物質の浪費」	
343	11月22日	「女子と文学」(十一月十九日夜、東京放送局に於て朗読)	
344	11月29日	「人生の二面」	
345	12月6日	「学生思想研究」	12月1日 農民労働党結成即日禁止 12月6日 日本プロレタリア文芸連盟結成
346	12月13日	「誕生日」	12月28日 樟蔭女子専門学校、「専門学校令」により認可
347	12月20日	「雅量ある生活」	
348	12月27日	「歳末の言葉」	
大正15年(1926)			
349	1月1日	「新春試筆」	1月7日 文芸家協会創立
350	1月10日	「初旅の記」	1月17日 日本労働組合総連合創立
351	1月17日	「女子の目標」	
352	1月24日	「一つの社会現象」	
353	1月31日	「若槻内閣の為に」	
354	2月7日	「雑談」	
355	2月14日	「入学試験に就て」	2月14日 労働婦人協会設立
356	2月21日	「小さき集団へ」	2月19～20日 全国連合女子教育大会
357	2月28日	「女子の実力」	
358	3月7日	「局外より」	3月18日 宮城県女子専門学校、「専門学校令」により認可
359	3月14日	「金沢の一夜」	3月26日 日本女子体育専門学校、「専門学校令」により認可
360	3月21日	「新政党の成立」	
361	3月28日	「人間の土」	3月30日 郵便年金法公布(10月1日施行)
362	4月11日	「折々の感想」	4月9日 労働争議調停法(公共企業等の労働争議に強制調停を認める)
363	4月18日	「雑談」	
364	4月25日	「七つの断章」(詩)	
365	5月2日	「エレン・ケイに就て」	
366	5月9日	「娼婦問題」	
367	5月16日	「素人の歌」	
368	5月23日	「最近の所感」	5月29日 文相岡田良平、学生の社会科学研究禁止を通達
369	6月6日	「折々の記」	

回	掲載年月日	題名	女性の動き
370	6月13日	「女教師と家庭」	
371	6月20日	「達成の風潮」	
372	6月27日	「折々の雜感」	
373	7月4日	「小曲七章」(詩)	7月1日 健康保険法施行(昭和2年1月より給付開始)
374	7月11日	「書齋より」	
375	7月18日	「女子と羞恥」	
376	7月25日	「藏書の樂」	
377	8月1日	「水」	8月6日 同潤会、向島に中ノ郷アパート完成(初の公営鉄筋アパート)
378	8月8日	「新官人氣質」	8月11日 国家総動員準備機関設置(閣議決定)
379	8月22日	「詩三章」	
380	8月29日	「最近の感想」	
381	9月5日	「秋の言葉」	
382	9月12日	「生活苦の緩和」	9月14日 廢娼運動反対の全国貸座敷業連合代表、廓清会・嬌風会に押しかけ威嚇(当時、東京市内の娼妓約1万5000人)
383	9月19日	「青年の純情」	
384	9月26日	「傍觀者の言葉」	
385	10月3日	「最近の感想」	
386	10月10日	「就職難」	
387	10月17日	「女子の断髮」	10月17日 日本農民党結成
388	10月24日	「最近の感想」	
389	10月31日	「詩六章」	
390	11月7日	「娘の結婚」	11月11日 内務・文部両大臣、初の女子青年団の組織化に関する訓令・通牒を出す
391	11月14日	「傍觀者の言葉」	
392	11月21日	「雜記帳」	
393	11月28日	「最近の感想」	
394	12月5日	「自己を放つ」	
395	12月12日	「最近の感想」	12月25日 天皇没(1879年生・48歳)摂政裕仁親王踐祚し、「昭和」と改元
昭和2年(1927)			
396	1月1日	「昭和 第一春の歌」	
397	1月9日	「日本人として」	
398	1月16日	「最近の感想」	
399	1月23日	「傍觀者の言葉」	
400	2月6日	「暴力行為の一掃」	
401	2月13日	「歌話一則」	
402	2月20日	「最近の感想」	
403	2月27日	「女子教育の方向」	3月1日 全日本農民組合結成
404	3月6日	「女子の容色」	
405	3月13日	「現代超越の心」	3月15日 金融恐慌、銀行や商社の休業・破産が全国に波及

回	掲載年月日	題名	女性の動き
406	3月20日	「昭和の国是」	3月30日 京都府立女子専門学校、「専門学校令」により認可
407	3月27日	「最近の感想」	4月1日 兵役法公布(徴兵令は廃止)
408	4月3日	「霧島丸事件」	4月5日 花柳病予防法公布(昭和3年9月施行)
409	4月10日	「個人の力」	4月12日 婦人同盟準備の会合に弾圧
410	4月17日	「小島鳥水氏」	4月20日 保井コノ, 理学博士となる(最初の女性博士)
411	4月24日	「傍観者の言葉」	
412	5月8日	「駅名と国語」	4月29日 全国150万人の処女会を統一し大日本連合女子青年団創立
413	5月15日	「中等学科の改革」	
414	5月22日	「若さと忙しさ」	
415	5月29日	「勤労の生活」	5月30日 東洋モスリン 亀戸工場スト(「女工の外出自由」獲得, 6月1日実施)
416	6月5日	「最近の感想」	
417	6月19日	「夏期と衛生」	
418	6月26日	「最近の感想」	
419	7月3日	「経済的大勢」	7月3日 関東婦人同盟創立大会
420	7月10日	「中元雑談」	7月10日 岩波文庫刊行開始(漱石「こころ」ほか22点)
421	7月17日	「夏と読書」	7月26日 東京家政専門学校、「専門学校令」により認可
422	7月24日	「郊外の一日」	
423	7月31日	「女子の位地」	
424	8月7日	「孔子の話」	
425	8月14日	「芥川さんの事」	
426	8月21日	「郊外より」	
427	8月28日	「今日の雑感」	
428	9月3日	「新人物本位」	9月1日 文部省, 図書推薦規定公布
429	9月11日	「最近の感想」	9月16日 野田醬油スト(昭和3年4月20日解決)戦前最長スト
430	9月18日	「台風の後」	
431	9月25日	「人の素質」	
432	10月2日	「転居の記」	10月2日 全国婦人同盟結成
433	10月9日	「小曲七章」(詩)	
434	10月16日	「猿の座談」	10月10日 大日本連合女子青年団発団式
435	10月23日	「自由思想家」	10月17日 全国娯娯デー
436	10月30日	「大石主税」(小話)	
437	11月6日	「山田温泉の記」	
438	11月13日	「生存競争の脅威」	11月24日 聖路加女子専門学校、「専門学校令」により認可
439	11月20日	「最近の感想」	
440	11月27日	「郊外雑感」	

回	掲載年月日	題名	女性の動き
441	12月4日	「与論の威力」	12月 「主婦之友」荻野式避妊法掲載
442	12月11日	「国語と仮名」	
443	12月18日	「最近の感想」	12月18日～24日 全国婦人同盟主催・婦人解放デー「徹底普選獲得及び婦人の夜業即時禁止」
444	12月26日	「歳末の言葉」	
昭和3年(1928)			
445	1月1日	「正月の遊び」	
446	1月8日	「正月の感想」	
447	1月15日	「傍観者の言葉」	
448	1月22日	「押韻詩の試み」	1月20日 専門学校令改正公布(目的に人格の陶冶と国体観念養成を加え、文相の監督権を強化する)
449	1月29日	「普選の第一義」	
450	2月5日	「普選と官吏の自重」	
451	2月12日	「代議政治の改造」	
452	2月19日	「一票の威力」	2月20日 普選による最初の総選挙
453	2月26日	「傍観者の言葉」	2月24日 陸軍省「学校教練及青年訓練修了者検定規程」公布 3月5日 県立広島女子専門学校, 「専門学校令」により認可
454	3月4日	「無産大衆の思想」	3月12日 婦選獲得共同委員会結成
455	3月11日	「最近の感想」	3月15日 三・一五事件 3月23日 女子経済専門学校, 「専門学校令」により認可
456	3月18日	「無産者の黎明」	
457	3月25日	「無産子女の方向」	
458	4月1日	「楚狂の歌」	4月 河上肇(京大)・大森義太郎(東大)・向坂逸郎(九大)ら大学を追われる
459	4月6日	「冬柏山房集」(短歌十五首)	4月5日 相愛女子専門学校, 「専門学校令」により認可
460	4月8日	「親として」	
461	4月15日	「国体の絶対性」	4月17日 文部省、学生・生徒の思想傾向の匡正、国民精神作興を訓令
462	4月22日	「傍観者の言葉」	4月18日 京都帝大教授・河上肇、辞職を求められ、依願免官
463	4月29日	「国難と政争」	
464	5月6日	「座談より」	
465	5月10日	「冬柏会詠草」(短歌九首)	5月19日 婦人消費組合協会創立
466～468	6月17日・24日 7月1日	「満蒙の旅(一)～(三)」	6月4日 張作霖爆死事件 6月29日 治安維持法改正公布(死刑・無期刑を追加) 6月30日 大阪で防空演習実施
469	7月7日	「冬柏会詠草」(短歌十二首)	7月2日 国民教育奨励会、祝祭日の小学校国旗掲揚操作法を定め普及につとめる

回	掲載年月日	題名	女性の動き
470~473	7月8・15・22・29日	「満蒙の旅(四)~(七)」	7月3日 未設置の全県警察部に特別高等課(「特高」)設置を公布(勅)。大阪女子高等医療専門学校、「専門学校令」により認可
474	8月4日	「冬柏会詠草」(短歌十二首)	
475~478	8月5・12・19・26日	「満蒙の旅(八)~(十一)」	
479~482	9月2・9・16・23日	「内蒙古を行く 満蒙の旅(十二)~(十五)」	9月1日 東京市社会局、母子ホーム設立
483	9月30日	「齊々哈爾にて 満蒙の旅(十六)」	
484	10月7日	「嫩江の一夜 満蒙の旅(十七)」	
485	10月10日	「冬柏会詠草」(短歌八首)	10月10日 東京連合婦人会主催「汎太平洋婦人会議」(8月11~18日開催)報告演説会 10月16日 和洋女子専門学校、「専門学校令」により認可
486	10月14日	「昂々溪の宿 満蒙の旅(十七)」(連番重複)	10月30日 文部省・学生課新設(思想対策)
487~489	10月21・28、11月5日	「哈爾浜の五日 満蒙の旅(上)(中)(下)」	11月1日 ラジオ体操・放送開始
490	11月10日	「御大礼の感激」	11月10日 天皇、京都で即位礼挙行
491~492	11月13・18日	「長春と吉林(上)(中)満蒙の旅(二十一)(二十二)」(下)なし	11月20~21日 東京府立女子師範学校・府立第二高等女学校4・5年生、校長排斥問題で盟休
493	11月26日	「長春と公主嶺 満蒙の旅(二十三)」	
494	12月3日	「無順の一日 満蒙の旅(二十四)」	
495	12月7日	「冬柏会詠草」(短歌二十首)	12月7日 廃娼連盟2万5000人署名と廃娼陳情書を東京府知事に提出
496~497	12月9・16日	「奉天の五日(上)(下) 満蒙の旅(二十五)(二十六)」	
498	12月24日	「満蒙への移住」	
	昭和4年(1929)		
499~503	1月1・6・13・20・27日	「寒夜雑稿(一)~(四)」(12月20日分「連番なし」)	1月18日 国際連絡婦人委員会設置
504	2月3日	「女子の文章」	1月27日 婦選請願デー(街頭署名4329人)
505~507	2月10・17・24日	「寒夜雑稿(五)~(七)」	
508	3月3日	「愛と人間性」	
509	3月10日	「暴力と無産者」	3月 帝国看護婦協会設立
510	3月17日	「最近の感想」	3月7日 長野県女子専門学校、「専門学校令」により認可
511	3月24日	「夢の話」	
512	3月31日	「雑木の花(一)」	
513	4月2日	「冬柏会詠草」(短歌十四首)	4月1日 東京・広島両文理科大学新設 4月2日 「救護法」公布(昭和7年1月1日施行)

回	掲載年月日	題名	女性の動き
514~515	4月7・14日	「雑木の花(二)(三)」	4月8日 小原国芳、玉川学園を設立 4月16日 共産党員の全国的大検挙(339人起訴)
516~517	4月28日, 5月5日	「晩春遊記(上)(下)」	5月1日 東京の午砲, サイレンにかわる
518	5月12日	「最近の感想」	5月7日 日本女子高等商業学校, 「専門学校令」により認可
519	5月19日	「涙の記」	
520	5月23日	「初夏の一日」(短歌二十四首)	5月25日 稲山女子高等専門学校, 「専門学校令」により認可
521	5月26日	「初夏の花」	
522~525	6月2・9・16・23日	「緑陰小記(一)~(四)」	6月26日 女子美術専門学校, 「専門学校令」により認可
526	6月28日	「借別帳」(短歌三首)	
527	6月30日	「名栗の谷」	7月1日 文部省に社会教育局設置, 学生課を部に昇格, 思想対策強化 7月1日 婦人及年少者の深夜業廃止 7月2日 浜口雄幸民政党内閣成立
528	7月8日	「浜口内閣に望む」	
529	7月11日	「横浜短歌会詠草七月例会」(短歌十首)	
530	7月14日	「傍観者の言葉」	
531	7月21日	「時事雑感」	8月15日 織本(帯刀)貞代, 労働女塾を開く
532~540	7月28日, 8月3・18・25・31日, 9月8・15・22・29日	「九州の旅(一)~(九)」	9月10日 文部省, 中央教化団体連合会設立 9月21日 全日本婦人経済大会 10月20日 日比谷公会堂開場 10月24日 世界恐慌始まる 10月 『綴方生活』創刊(生活綴方運動の母胎)
541~546	10月6・13・20・27日, 11月3・10日	「晩秋の窓(一)~(六)」	
547~549	11月17・18・19日	「北備溪谷の秋(上)(中)(下)」	11月1日 内務省, 全国失業者数26万8590人と発表
550	11月24日	「矛盾の並存」	11月21日 大蔵省, 金解禁に関する省令公布
551~552	12月1・2日	「詩に就いて(上)(下)」	
553	12月8日	「落葉の借題」	
554	12月15日	「心頭小景」	12月16日 憲兵司令部, 思想研究班を編成
555	12月22日	「感謝の言葉」	
556	12月29日	「物質生活の節減」	
昭和5年(1930)			
557	1月1日	「昭和五年を祝ふ」	1月11日 金輸出解禁実施
558	1月12日	「正月の旅」	
559	1月19日	「最近の感想」	

回	掲載年月日	題名	女性の動き
560	1月25日	「初春の港」(短歌五首)	
561~562	1月26日・2月2日	「時局の凝視(一)(二)」	
563	2月9日	「政局を凝視して」	2月15日 末川博編『岩波・六法全書』刊
564	2月16日	「凛として光る一票」	2月25日 無産婦人芸術連盟結成(高群逸枝)
565	2月23日	「男女の貞操」	
566	3月2日	「新聞の威力」	2月26日 共産党全国の大検挙(検挙は1550人,うち461人起訴)
567	3月16日	「読後小感」	
568	3月23日	「人生の本流」	3月24日 帝都復興祭挙行
569	3月30日	「松風荘の記」	4月5日 大谷女子専門学校,「専門学校令」により認可
570	4月6日	「国語国字の尊重」	4月9日 鐘紡争議(傘下3万6000人の従業員の8割は女工)
571	4月13日	「最近の感想」	4月18日 安城女子専門学校,「専門学校令」により認可
572~576	4月20・27日 5月4・11・18日	「冬柏亭雑記(一)~(五)」	4月27日 全日本婦選大会 5月 婦人之友社,全国友の会結成
577~582	6月1・8・15・22・29日,7月6日	「山陰の旅(一)~(六)」	
583~584	7月13・20日	「厳粛な一考察(上)(下)」	7月20日 女子医学専門学校生,細民無料診療
585~590	7月27日,8月3・10・17・24・31日	「涼燈雑記(一)~(六)」	8月19日 閣議,農漁村救済のため7000万円融資決定
591	9月7日	「金沢の一日」	9月 『新興教育』創刊
592	9月14日	「月夜の記」	9月5日 月島に水上生活者子弟のための東京水上尋常小学校開校
593	9月21日	「秋宵雑事」	
594	9月28日	「結婚の合理想化」	
595	10月5日	「貞操の自覚」	10月1日 婦人セツルメント創立(奥むめを)
596	10月12日	「横浜の一日」	10月13日 東京女子医学専門学校盟休(昭和6年2月解決) 10月18日 日本女子大生,130人盟休
597	10月19日	「女子に対する失望」	
598	10月26日	「最近の感想」	
599	11月2日	「健全な心」	11月 日本教育労働者組合,正式結成
600	11月9日	「政治と大衆教育」	
601	11月15日	「横浜短歌会詠草十一月例会」(短歌五首)	11月14日 浜口首相狙撃され重傷 11月20日 最初の国立療養所長島愛生園開設(院長・光田健輔)
602	11月16日	「燈前落葉」	

回	掲載年月日	題名	女性の動き
603	11月23日	「国民の絶大なる信頼」	11月26日 東京女子薬学専門学校、共立女子薬学専門学校、昭和女子薬学専門学校、「専門学校令」により認可
604	11月30日	「豆相地方の大震」	
605	12月7日	「紫式部の死」(小品)	12月11日 京都帝国大学附属病院看護婦争議(40名)。文部省、私立大学総長・学長協議会を初めて開催(学生思想問題協議)
606	12月14日	「鎌倉の一日」	
607	12月15日	「横浜短歌会十二月詠草」(短歌十四首)	
608	12月21日	「冬の礼讃」	12月23日 文部省、家庭教育振興を訓令
609	12月28日	「『街に送る』序」	
昭和6年(1931)			
610	1月1日	「昔のナンセンス」	1月10日 文部省、中学校令施行規則改正(法政・経済を公民科に、柔・剣道を必修とする)
611	1月4日	「年頭雑感」	1月15日 王子高等女学校全校生徒休校(校長、反対教員無給に抗議)
612	1月18日	「北陸の雪」	
613	1月25日	「勤労主義の教育」	
614	2月1日	「アンゴラ兔の飼養」	2月8日 無産婦人大会(婦選実施を要求)
615	2月8日	「衆議院の無作法」	
616	2月15日	「子女の学校撰択」	
617	2月22日	「現内閣の漸進主義」	2月28日 婦人公民権案、衆議院可決(3月24日・貴族院否決)
618	3月1日	「中等教育と習字」	3月6日 大日本連合婦人会発会式(統合団体6000余)
619	3月8日	「筑波と潮来」	
620	3月15日	「春宵浅語」	
621	3月22日	「教授要目の改定」	3月23日 日本産婦期成同盟会結成
622	3月29日	「最近の感想」	4月 『朝日新聞』、「女性相談」欄開設
623	4月5日	「無用の冒険」	4月1日 国立公園法公布
624	4月12日	「身辺雑記」	4月6日 東京放送局、第2放送開始
625	4月19日	「対春独語」	
626	4月26日	「対牡丹記」	4月30日 大阪帝国大学設置、名古屋医科大学設置
627	5月3日	「傍観者の言葉」	
628	5月10日	「偏狹の階級思想」	
629	5月12日	「横浜短歌会詠草」(短歌十二首)	5月18～20日 日本宗教平和会議開催、「平和宣言」発表
630～631	5月17・24日	「心頭雑草(一)(二)」	

回	掲載年月日	題名	女性の動き
632~633	6月7・14日	「北海道より(上)(下)」	6月1日 著作権法改正公布(映画・放送の保護, 新聞・雑誌記事転載手続きなど)
634	6月21日	「心頭雑草(三)」	
635	6月26日	「横浜短歌会六月例会詠草」(短歌七首)	
636~637	6月28日, 7月5日	「心頭雑草(四)(五)」	7月1日 文部省, 学生思想調査委員会設置
638	7月12日	「田中文相に呈す」	7月10日 東京市初の婦人小学校長(木内きょう)志村第一尋常小学校
639	7月19日	「教育と新仮名遣」	
640	7月26日	「雨窓のもと」	8月1日 『看護婦』創刊(日本公衆衛生看護婦協会・大阪看護婦協会)
641	8月2日	「鈴虫の歌」	8月2~3日 第1回全国中等学校女教員大会, 全国中等女教員会創立
642	8月9日	「偶感一片」	
643~644	8月16・23日	「旅の覚書(上)(下)」	8月31日 黒田チカ女高師教授ら, 女高師昇格・女子師範大学設置を陳情
645	8月30日	「最近の感想」	
646	9月6日	「紙の花」	
647	9月13日	「法師温泉の記」	9月18日 満州事変勃発
648	9月20日	「姑息の善用」	
649~650	9月27日	「最近の感想」「横浜短歌会詠草」(短歌七首)	10月 東北・北海道大飢饉(山形県最上郡の一村, 娘457人中50人身売り。各地で家族離散続出)
651	10月4日	「発音式仮名遣抗議」	
652	10月19日	「政局を観る」	
653	10月25日	「掌中記」	10月25日 日本無産者医療同盟創立
654	11月8日	「四国遍路の記」	11月7日 農村救済のため預金部資金5千万の融通決定
655	11月15日	「一隅の觀察」	
656	11月23日	「困難に直面するか」	
657	11月29日	「女子の愛の偏重」	12月 千葉県食糧研究所女子従業員, わが国最初の生理休暇(有給5日)獲得する
658	12月6日	「日本人の潔癖」	12月11日 文化学院生徒3人検挙される
659~660	12月13日	「冬を礼讃す」「横浜短歌会詠草」(短歌十首)	12月16日 浅草オペラ館初開場 12月17日 内務省社会局, 全国失業者数を42万5526人と発表
661	12月20日	「傍觀者の言葉」	
662	12月27日	「鶯を愛する心」	12月31日 新宿にムーラン・ルージュ開場
663	昭和7年(1932) 1月1日	「昭和 第七春の初に」	1月1日 『働く婦人』創刊(日本プロレタリア文化連盟)

回	掲載年月日	題名	女性の動き
664～665	1月10・17日	「真鶴、吉浜、湯河原(上)(下)」	1月23～24日 婦人連合会、兎作地児童救済運動
666	1月24日	「傍観者の言葉」	
667	2月7日	「柏亭先生を祝ふ」	2月15日 広島女学院専門学校、「専門学校令」により認可
668	2月14日	「世相と総選挙」	
669	2月21日	「家庭と好学気風」	
670	2月28日	「国民の祈願」	
671	3月13日	「鏡影録」	3月1日 満州国建国
672	3月20日	「勝たねばならぬ」	3月31日 穴戸女子薬学専門学校、「専門学校令」により認可
673	3月27日	「犬養首相に問ふ」	
674	4月3日	「雑記帳から」(小曲十五章)	
675～676	4月17・24日	「自己を語る(上)(下)」	
677	5月8日	「支那の近き将来」	5月8～9日 全国教員大会、初任給の男女平等と労務委員に女性を加えることを決議 5月9日 慶大生と恋人、大磯・坂田山で心中、死体発見
678	5月15日	「上越の旅」	5月15日 軍人士官ら犬養首相を射殺(5・15事件)
679	5月22日	「時局を注視して」	
680	5月29日	「拳国内閣の実質」	
681	6月2日	「横浜短歌会詠草」(短歌十首)	
682	6月5日	「我庭の初夏」	
683	6月12日	「根本原因の認識」	
684	6月19日	「心頭雑草」	6月29日 警視庁に特別高等警察部設置を公布
685	6月26日	「雨窓雑記」	
686	7月3日	「最近の感想」	7月10日 日本国家社会婦人同盟創立(昭和8年8月12日、日本婦人同盟と改称)
687	7月11日	「国民振興の時」	
688	7月17日	「国民大衆と公人」	
689	7月24日	「炎日のもと」	7月27日 文部省、農漁村欠食児童20万人と発表(9月7日、臨時学校給食を訓令)
690	7月31日	「純文学の要求」	
691	8月19日	「横浜短歌会詠草」(短歌五首)	
692	8月21日	「阿蘇と球磨川」	8月23日 国民精神文化研究所設置 8月27日 社会大衆婦人同盟結成大会
693	8月28日	「地方人の指導」	
694	9月4日	「涼秋燈火の記」	9月5日 内務省、国民自力更生運動開始を命ずる
695	9月11日	「国民合唱の日」	9月15日 日満議定書調印(満州国承認)
696	9月18日	「中秋無月の記」	9月21日 麻布歩兵3連隊、都内上級女学生招待し、国防思想普及に努める

回	掲載年月日	題名	女性の動き
697	9月25日	「最近の感想」	
698	10月2日	「皇道は展開す」	
699	10月9日	「最近の感想」	
700	10月16日	「秋の夜寒に」	
701	10月23日	「嶽麓の秋二日」	10月24日 大日本国防婦人会発 会式
702	10月30日	「一隅の言葉」	
703	11月6日	「満州国の現状」	
704	11月13日	「手中の煙」	
705	11月20日	「流行思想の外」	
706	11月27日	「若い妻の生活」	
707	12月4日	「冬晴隨筆」	12月1日 日本母性協会創立。 大日本国防婦人会関西本部設立
708	12月11日	「歳末の感想」	12月上旬 京都で初の婦人円タ ク運転手出現(京都帝国大学経済 学部助教授・蛭川虎三夫人) 12月16日 国防献金労働協会結 成(軍飛行機献納運動を展開)
709	12月18日	「詩五章」	
710	12月25日	「歳を送る言葉」	12月19日 全国132新聞社、満州 国独立支持の共同宣言発表
<b>昭和8年(1933)</b>			
711	1月1日	「国語の語源的研究」	1月9日 青山学院女子専門 部、「専門学校令」により認可
712	1月9日	「青年の人人に」	
713	1月15日	「最近の感想」	
714	1月22日	「不良性の自制」	1月30日 ナチス政権(ヒトラー 内閣)成立
715	1月29日	「生活と花」	
716	2月5日	「沙上の言葉」	2月3日～6月12日 長野県教 員赤化事件
717	2月19日	「心頭雜草」	3月3日 三陸地方、大地震・ 大津波 3月4日 婦選各団体、東京婦 人市政浄化連盟結成
718	3月12日	「鏡影録」	
719	3月19日	「読後小録」	3月25日 弁護士法改正、婦人 弁護士資格取得
720	3月26日	「鏡影録」	3月27日 国際連盟から脱退 4月1日 児童虐待防止法公布 (10月1日施行)
721	4月2日	「〇〇〇育へ」(題名破損) (判読不能)	4月22日 鳩山文相、京都帝国 大学滝川幸辰教授の辞職を総長 に要求(→滝川事件の発端)
722～723	4月9・16日	「大島に遊ぶ(上)(下)」	
724	4月24日	「思想対策の指標」	
725	5月1日	「吉野博士を憶ふ」	
726	5月7日	「身辺雑記」	
727	5月14日	「最近の感想」	

回	掲載年月日	題名	女性の動き
728~729	5月21日	「偶感の一つ」 「横浜短歌会五月例会」(短歌六首)	5月23日 内務省、娼妓取締規則改正公布(娼妓の廓外外出自由となる)
730	5月28日	「傍観者の言葉」	
731	6月4日	「女子の自己改造」	6月 内務省、出版検閲等の取締り強化(出版警察拡充) 6月7日 国際連盟、満州国不承認を決議
732	6月18日	「思想的錯誤の解消」 「横浜短歌会六月例会」	6月19日 丹那トンネル貫通
733	6月25日	「雨窓に凭れて」	6月30日 秋田県公娼廃止
734	7月2日	「心頭雑草」	7月1日 京都・東京両帝国大学学生ら、全国大学に呼びかけ、大学自由擁護連盟結成(滝川教授復職・鳩山文相辞職を決議)
735	7月9日	「旅より帰りにて」	7月7日 女子英学塾を津田英学塾と改称
736	7月16日	「炎暑に座して」	7月8日 文部省『非常時と国民の覚悟』(外務・陸軍・海軍各省と共同編集)を刊行し、学校・社会教化団体へ配布
737	7月23日	「女子と教養」	
738	7月30日	「自由を失つた学者」	
739	8月6日	「水を浴びつつ」	8月9日 関東地方で最初の防空大演習
740	8月13日	「最近の感想」	
741	8月20日	「山上の五日」	
742	8月27日	「涼秋抄」(詩三篇)	
743	9月3日	「机上の塵」	9月1日 婦人及び16歳未満者坑内労働禁止 大阪中央放送局、学校放送開始(昭和10年4月15日、全国向け放送始まる)
744	9月10日	「涼燈のもと」	
745	9月17日	「忙中余録」	
746	9月25日	「折るころ」	
747	10月2日	「最近の感想」	10月2日 科学協議会、(財団法人)国防科学協議会に改組(陸・海軍からの依託研究)
748	10月8日	「月夜の記」	
749	10月15日	「時局雑感」	10月21日 満州国育成と日・満・支3国の提携を方針とする「国策大綱」を決定
750	10月22日	「室内の落葉」	
751~752	10月29日、11月5日	「峡中に遊ぶ記(上)(下)」	10月30日 文部省の指示で山梨・高知両県に思想問題研究会設置。各府県でも続いて設置がすすむ(地方教員への思想善導対策)
753	11月20日	「北陸の秋色」	

回	掲載年月日	題名	女性の動き
754	11月26日	「教育瑣談」	11月28日 野呂栄太郎が検挙される(昭和9年2月19日獄死。35歳)
755	12月3日	「日本精神に還れ」	
756	12月10日	「冬晴の窓にて」	
757	12月17日	「最近の感想」	
758	12月25日	「博士の価値」	12月23日 皇太子明仁誕生をサイレンで告知 12月24日 日本劇場(「日劇」)開場
<b>昭和9年(1934)</b>			
759	1月1日	「日本精神の意識」	1月 柳田国男らの木曜会第1回会合(別称「郷土生活研究所」)
760	1月7日	「家庭を明るく」	
761	1月14日	「病床より」	
762	1月22日	「花束に代へて」(久保田氏令嬢の葬儀に)	
763	2月4日	「心頭雑草」	
764	2月11日	「紀元節の言葉」	
765	2月18日	「二月の手帳」	2月18日 第5回全日本普選大会(250人参加, 普選即時要求・師範制度改正案反対・膨大な軍事費反対等13カ条の要求を決議)
766	2月25日	「教育疑獄と著作権法」	
767	3月4日	「冬柏亭雑記」	3月1日 満州国, 帝政実施(執政・溥儀, 皇帝となり康徳と改元)
768	3月11日	「書斎の花」	
769	3月18日	「近日の感想」	3月21日 函館で関東大震災に次ぐ大火
770	3月25日	「一週の言葉」	
771	4月1日	「身の記」	4月3日 全国連合小学校教員会。宮城前で教員精神作典大会(3万5000余人)。天皇臨幸して勅語下賜 4月6日 第1回女医学会総会(300人)
772	4月8日	「桜花に就いて」	
773	4月15日	「心にかかる影」	
774	4月22日	「落花の前に」	
775	4月29日	「雑記帳から」	5月2日 出版法改正公布(主として皇室の尊厳冒瀆や安寧秩序の妨害などの取締り強化)。著作権法改正公布
776	5月6日	「若葉の窓」	
777	5月13日	「冬柏亭雑記」	
778	5月20日	「偶ま思ふ」	
779	5月27日	「最近の感想」	
780	6月4日	「野草の色」	6月1日 文部省, 思想局設置
781	6月10日	「私の死生観」	6月15日 女子教育振興発会式(100人)

回	掲載年月日	題名	女性の動き
782	6月17日	「四月の旅」	
783	6月24日	「日本は大いに伸びる」	
784	7月1日	「暑季に入る」	7月 『婦人文芸』創刊(神近市子)
785	7月8日	「水を浴びつつ」	
786	7月22日	「赤城山に遊ぶ」	7月26日 近畿防空大演習
787	7月29日	「雨窓雑感」	
788	8月5日	「夏季と山」	8月 戸坂潤, 思想不穩を理由に法政大学講師を免職
789	8月12日	「旅の日記」	8月16日 同潤会・江戸川アパート落成
790	8月19日	「残暑の中にて」	
791	8月25日	「詩三章」	8月29日 松田源次文相, 「パパ」「ママ」の称呼を非難する
792	9月2日	「最近の感想」	
793	9月9日	「防空演習の夜」	
794	9月16日	「冬柏亭雑記」	9月21日 室戸台風
795	9月23日	「最近の感想」	9月29日 母性保護法制定促進婦人連盟創立(委員長・山田わか)
796	9月30日	「秋宵燈下の記」	
797	10月7日	「冬柏亭雑記」	
798	10月14日	「永夜小録」	
799	10月21日	「最近の感想」	
800	10月28日	「母として」	11月2日 米国大リーグ選抜野球チーム来日(ベープ・ルースら17人) 11月3日 東北各県的生活綴方教師, 北日本国語教育連盟結成
801	11月12日	「低級な批判」	
802	11月18日	「机上の落葉」	11月18日 合法左派の戦線統一をめざし日本労働組合全国評議会(「全評」)結成(委員長・加藤勘十)
803	11月25日	「農村問題の一考察」	
804	12月2日	「心頭雑草」	12月1日 丹那トンネル開通(長さ7804m)
805	12月10日	「冬の横顔」(詩六章)	
806	12月16日	「霜白き朝」	12月22日 文部省に国語審議会設置
807	12月24日	「若き婦人達へ」	
	昭和10年(1935)		
808	1月1日	「元日の言葉」	
809~810	1月6・13日	「鎌倉より」(同一題名)	
811	1月20日	「最近の感想」	
812	1月27日	「私の生き方」	2月 社長・重役・社員すべて女性の恵那ラジウム会社設立

回	掲載年月日	題名	女性の動き
813	2月3日	「最近の感想」	2月6日 廢娼同盟、国民純潔同盟に改組決定 2月20日 枢密院、青年学校令案を可決(同年4月1日「青年学校令」公布)
814～815	2月17・24日	「冬柏亭雜記」(同一題名)	2月15日 冷害東北地方の食糧難深刻化 2月16日 母性保護連盟全国代表者会議 2月18日 貴族院で美濃部達吉の天皇機關説問題起こる(4月9日著書発禁)
816	3月10日	「雜記帳より」	3月 「働く婦人の家」創設(東京・牛込)奥むめを

## II 女性問題を中心とした評論活動

### 1 自由恋愛と2つの事件

平塚らいてうと奥村博史の「愛の共同生活」を始め、大杉栄と伊藤野枝との愛と神近市子の起こした日蔭茶屋事件、「華族夫人と運転手の恋」といわれた芳川鎌子、松井須磨子と島村抱月、歌人の原阿佐緒と石原純、柳原白蓮と宮崎龍介、さらには有島武郎と波多野秋子の心中など、既成の道徳や家族制度や法律の下ではそれまではとても考えられなかったような、自我に目覚め、ひたすら自らの恋を完全燃焼させ、生命までも賭けて必死に生きた意志のつよい女性が、大正期に入って相次ぎ登場する。

まず『横浜貿易新報』(以下すべて『新報』と略す)に書き始めた頃の「鏡影録(二)」(大正5年11月15日付)では、日蔭茶屋事件につき晶子は以下のように言及している。

神近市子さんが情人の大杉栄氏を刺した。世の中には、有り得べくも無い変事が突発して、平生の信用や期待を一朝にして裏切つてしまひます。神近さんと私は友人関係こそ無いが、二三度訪ねて来られたこともあり、其書かれた物を読んだこともあつて、女性通有の弱点である優柔と輕躁けいそうとから離れた、しつかりした青年婦人であることに多大の敬意を捧げて居たのですが、其れだけ今度の事に

対して私は可成<sup>かなり</sup>はげしく驚き且つ悲しみます。

この事件の経過をみると、大杉栄には堀保という妻（入籍せず）があり、神近市子（『東京日日新聞』記者）との関係もあり、さらに夫（辻潤）と2人の子から離別した伊藤野枝（雑誌『青踏』編集責任者）とも交渉をもつといった異性関係から生じた愛情のもつれから生じた傷害事件であった\*。

\* 神近市子の起こした大杉栄事件については市子の『神近市子自伝』（講談社・昭和47年）中「日蔭茶屋事件」で詳細に経緯が記されている（同書・157-165ページ）。

されば晶子はさらに筆をすすめ、本事件につき「私は更に着眼点を変える時、この事件の最も重大な責任者として大杉栄氏のあることに気がきます」と記し、さらに「神近さんを斯う云う悲劇に導き、今一人の女に母としての大切な天職を抛<sup>なげう</sup>つて二人の子供を見捨てるやうな不徳を敢てさせた大杉氏」を厳しく叱責する。

事件の根本責任は、婦人よりも幾十倍の智者を以つて常に自任して居る男子側の一人の代表者大杉氏にあると想ひます。併し大杉氏の理性の破産を論じるには男子側に其人があるでせう。

晶子は神近の非を責めながらも、あくまでも神近を擁護する立場を貫いているのである。

その後まもない大正6年（1917）3月7日に起きた伯爵芳川顕正（『教育ニ関スル勅語』渙発時の文相）の娘の鎌子（曾根子爵家からの娘婿・芳川寛治夫人）とお抱え運転手との恋の清算から起きた心中未遂事件についても、「最近の感想（九）」『新報』（大正6年3月11日付）中で晶子は所感を述べている。

若し鎌子さんの起したやうな事件が私たちのやうな文筆にたづさはつて居る女の間で起つたら何うでせう。屹度世間は新しい女の新思想にかぶれた結果だと云ふやうな非難を加へるに違ひありません。

この批難に由つて迷惑するのは新思想です。今日の新思想—それは個人主義であらうが乃至もつとも新しい人道主義であらうが、決して其中には姦通沙汰や情死沙汰の発生を促すやうな軽佻無智な分子を含んで居りません。反対に、放縦の代りに節制を自暴自棄の代りに自尊自重を激励するものばかりであるのです。

大正デモクラシーの風潮の高まるなかで女性の権利拡張の世論の流れや勢いが、新しい女と呼ばれる人びとの言行によって中断されることのないようにとの晶子の願いや思いとがよく伝わってくる一文である。

晶子はこの事件につきさらに言及し、これには内外2つの原因があるとし、ひとつは両親からの「遺伝的素質」といまいひとつは鎌子の受けた家庭教育そのものに問題があったからであるとし、

親なる伯爵夫婦が鎌子さんの家庭教育に就てどれだけ親として其辺の用意を深く施されたか。私は恐らく其れが、上流の或種の家庭に見る如く、形式的の保護は加へられても、実質的には聡明な精神的の保護が不足して居たのであらうと想ひます。少なくとも母たる人に家庭の気分を倫理的に引緊めて我娘に人の母たる權威を以て臨むだけの資格が欠けて居たのでせう。

と考察し、さらに鎌子の夫の素行にまで言及して、夫に妻に対する愛情の不足していたのが2つ目の原因だとしている。

良人寛治氏は、現代の紳士としてどれだけ倫理的の修養があり、どれだけ愛と聡明の素質を持つ人でせうか。学歴は高等商業を出た人だと云ひます。商業も勿論倫理的の行為です。氏はどの点まで商業教育から受けた倫理観念を実際に体験して居た人でせうか。

と夫に対する人格に疑いをもち、遊里にも明るい人物であった点でも男女相互のモラルに欠けており、まさに“旧思想の人”であったと晶子は断定し、この事件から導き出される教訓として学ぶべきことは、本事件が「一般家庭の親達と良人たる男子達とに対し反省を促す重大な資料」となるので、大いに活用すべきであるとしている。

いずれにしても己れ自身に誠実であった鎌子には、心中の道（自殺）を選択するしか打開の方法が見つからなかった「愛」ということで、まことに痛ましいものがあった。

## 2 産む性の試練

晶子の『新報』に執筆した評論の題名を見ていて、自身の出産体験に関わる「産前の恐怖」（大正6年9月9日付）、「産褥に在りて」（大正6年10月14日付）、「産褥の中より」（大正6年10月21日付）という3編中の特に前2編の存在が筆者には重く受け止められた。

これら3編の原稿を執筆していた時点までに、すでに5男5女合計10人の母親であり、前年（大正5年）3月22日には晶子は5男の健を近江湖雄博士の指導による無痛分娩法で出産している。

これだけ多くの子供の出産を重ねながらも出産の都度「産前の恐怖」を覚えるという晶子の実感は、男性にはあくまでも想像の世界でしか理解できない。

私は今現<sup>いまげん</sup>に分娩期に迫つて居る。私の実感と云ふと、幾度<sup>いくた</sup>び経験しても其度毎に新しい不安と恐怖とを覚えるものは分娩の一事である。

今回の出産でも健の出産時と同様、無痛安産法で子を産もうと考えていた。

私は其安産法の確実を曾て一たび自ら体験したのである。それでありながら猶<sup>なほ</sup>此度も自分の上に近く迫つた産を怖れるのは何故であらうか。

出産時の自らの恐怖の心境を、晶子は戦線に立つ軍人と対比して述べてもいる。

軍人が戦線に立つ時には多勢の戦友の群集心理に調子づいて自省の力を麻痺<sup>まひ</sup>しながら呐喊<sup>とつかん</sup>（闘<sup>とぎ</sup>の声を上げること）することが有り得る。分娩は単身で流血九死の危地に突進することである。

ところが続く「産褥に在りて」では出産した子のことは一切書かれておらず、最近の目立つ物価上昇の不法と暴利を貪る悪徳商人への厳しい批判に終始している。

実は出産を終え「寸」と名付けた子は生まれてわずか一昼夜で没しており、出産の非情さと人間の生命の重さを晶子は改めて思い知らされていたのである。

時に大正6年(1917)9月3日のことであった。

その後、晶子は11人目の6女・藤子を大正8年(1919)3月31日、無事に出産している。

### 3 読書のすすめと女性の自覚

晶子は「最近の感想」『新報』(大正6年11月4日付)中で、

今の女流教育者と婦人雑誌に家庭料理や、家庭経済の帳面の附け方や、女中の使い方や、買物の仕方しきりやについて頻りに力説する所がある割に、其れ以上の重大な精神的、社会的、人類的の問題について婦人を啓発する所が甚だすくな少ない。

と指摘し、台所中心から、書齋でより多くの書物に接し(読書)、かつ座敷ではどのような問題についてお互いに話し合ったらよいのかといった、こうした点を女性一人ひとりが明確にしていくことが大切なのに、その点がすっかりあいまいにされたり忘れ去られているのはどうしたことであろうかという問題を提起し、さらに「最近の感想(一)」『新報』(大正6年1月14日付)に遡ると、具体的に安部磯雄・新渡戸稲造・島田三郎や平塚らいてう・山田わか等の著述を読むことを積極的にすすめている。その後、「女子の読書法(上)(下)」『新報』(大正8年12月14日付及び12月21日付)でも読書のすすめに力を入れており、新旧の哲学や歴史、自然科学や芸術、政治、経済、法律等々それぞれの分野の名著に接することで、女性自らが個性を開かれ自らの置かれた状況を客観的に把握することが可能となるばかりか、より望ましい理想の生活にまで読書が自らを導いてくれるものでもあるので、女性は大いに読書を通じて自己向上を目指して欲しいというのが晶子の主張の趣旨であった。

「女子の偏見(上)(下)」『新報』(大正7年6月9日付及び6月16日付)や

「雨中の窓にて」（『新報』大正7年6月23日付）でも、女性自らが「女であるから」というだけの理由で仕方がないといった宿命的、悲観的な気分  
に墮しているとする見方を偏見そのものであると自覚し、その偏見を打  
破する努力をしていくことなしには女性は自らの幸福の追求はきわめて  
困難であるとして、晶子は女性の自覚をつよく読者に訴えており、自ら  
をかかえる偏見から解放するためのきわめて有効な手段の一つがまさに読  
書であるというわけである。

さらにいえば、こうした女性自らの日常の絶えざる向上への努力の積  
み重ねによってこそ、女性の前に立ちはだかっているこれまでの女性の  
忍従の歴史、つまり伝統的な女性観を形成してきた日本の家族制度に内  
在する問題の所在（父親親権主義や個としての尊厳を認めず家や家柄・財産・  
名誉・習慣が最優先される現実、さらには男尊女卑の考えに基づく女性の自由や  
権利とか幸福の追求が阻害されること。また女性が男性の娯楽に供すべき存在で  
あり、子孫繁栄のための“孵卵器”とみなされていること等々）を明確にする  
ことができることも「家庭の反省（上）（下）」『新報』（大正6年8月19日付  
及び8月26日付）中で指摘し、当時のこうした女性の置かれた状況なり  
位置づけを客観的に明確にすることから、問題解決への道が着実に開か  
れてくるのだという主張を読者に理解してもらうべく、晶子は訴え続け  
ているのである。

晶子のかかえる考えは必然的に教育における男女の機会均等への主張へ  
と発展していく。（「最近の感想」『新報』〈大正9年2月22日付〉）

私達は何よりも教育の活動を自由にするために、男女の共学を学校  
教育の全領域に向つて要求します。私達は女子なるが故に人間とし  
ての完全なる教育を拒まれる理由は無いと思ひます。

さらに晶子は主張する。

私達は男女の性別を考へずに、一切の教育に機会均等を得たいと思  
ひます。

晶子の読書のすすめは、さらに学校教育の全領域での女性の教育機会  
均等への要求へと発展していくのである。

#### 4 母性保護論争

大正5年(1916)の雑誌『太陽・2月号』に晶子は「一人の女の手帳」を執筆。そこでロシアの文豪トルストイとスウェーデンの教育者エレン・ケイの思想に対する所感を発表した(『定本与謝野晶子全集・第15巻』〈講談社・昭和55年〉中では「母性偏重を排す」という題名。154-206ページ。〈『人及び女として』天弦堂書房・大正5年4月) )。この晶子の一文に対して平塚らいてう(以下「らいてう」と略す)は同じ年の『文章世界・5月号』に、「母性の主張に就いて与謝野晶子氏に与ふ」を発表し、そこでケイの思想を理解するだけの知識すら持たず、随分と粗雑で無責任な読み方しかしていないと冒頭で晶子の評論を厳しく批判したうえで自らの見解を展開し、ここに母性保護をめぐる兩人、さらには山川菊栄(以下「菊栄」と略す)や山田わかかの参加もあって以降、母性保護論争が激しく展開されていった<sup>5)</sup>。

らいてうは奥村博史と結婚し、出産・育児の経験から、母性の役割や育児の重要性をつよく認識し、母親の取り組む育児の仕事が社会的にも広く認知されるべきであり、さらにケイの児童中心主義に立脚しつつ、母性に内在する権利は決して女性のみならず母性の対象である子どもの権利でもあり、母性の保護のために、国家の保護が不可欠であるのだとらいてうはつよく主張する。

一方、晶子は10人の子どもの育児で日々の生活に追われる体験とヨーロッパでの生活から得た知見を踏まえ、性別を越えて子ども各々はそれぞれに独立した人格を備えた存在であり、同じくケイの児童中心主義思想に学びつつ、母性と父性をともに尊重し、かつ女性の経済的独立を特につよく主張する。

らいてうと晶子の兩人とも、エレン・ケイの母性主義の思想に学びながらも、それぞれの生活経験の違いがそのまま兩人の主張の相違点もなっていた。

兩人が論戦を重ねるなかで菊栄は、大正7年(1918)の雑誌『婦人公論・9月号』に「母性保護と経済的独立—与謝野・平塚二氏の論争—」を発表し、以下の如く兩人の見解を分析する。

婦人における個人を強調し、教育の自由、職業範囲の拡張、経済的

独立に出発して参政権の要求に終わられる晶子氏の主張は、十八世紀末葉に欧州に生れて、十九世紀後半に及んで世界の大勢となった、普通にいわゆる女権運動の伝統を継承しておられるもので、それ以上のものでもなければ、それ以下のものでもないように思われる。

しかるに、婦人における性を強調し、両性の機会均等から起る弊害を説き、母たる権利および母たることに伴う権利を主張せらるる明子氏（筆者注・らいてうの本名「明<sup>はる</sup>」）のお説は、旧来の女権運動に対抗し、その補足としてまたは修正案として二十世紀初頭に北欧に起った母権運動の系統をひいておられる<sup>6)</sup>。

ついで菊栄は両氏の根本的差異につき、「育兒期にある婦人が職業に従事することの不可能かの論に出発し、一は可能とするがゆえに社会または国家の保護を無用または有害視し、一は不可能なるがゆえにそれを必要とするにある」<sup>7)</sup>と考察する。

らいてうはその後、論争を経て男性本位の社会を女性の立場からさらに改革の実を挙げていくべく、男女の機会均等とか女性・母・子どもの権利の獲得、さらには世界平和を唱導した新婦人協会を結成しており、晶子は晶子で普通選挙制の実現を要求するとともに西村伊作とともに創立した文化学院で、男女共学制の自由な教育創造の実践活動へと乗り出していく。

そこで母性保護の問題で晶子の基本的な考えを知ることのできる一文を『新報』中に探ぐると、11人目の子を妊娠していた頃の晶子の「産褥より」『新報』（大正8年4月20日付）が見落せない。

わたしの経験では出産する前になる程よく仕事が出来ます。産後はこれとは反対に、体力も心力も鈍くなつて、一、二箇月は仕事の能力が低下します。産前には体力も旺盛になり元氣も充溢して自ら積極的に行動せずに居られません。そう云ふ風だからこそ胎の中の子供も發育するのであらうと思ひます。

現に此度の出産に就いても、私は三月に入つて常の月よりは二倍近く物を書きました。中にはいつ世間に出るかも知れないやうな著述の原稿もあります。また産後一箇月程の休息のため<sup>あらかじ</sup>予<sup>とり</sup>め取越し

て書いて置いたものなどもあります。産をした前日（三月三十日）などは一日に三百枚の短冊たんざくを書くやうな無理をしながらさまで疲労を感じませんでした。

産のために特質的保障を自分の力で作って置かねばならぬと云ふ責任を感じると共に、産に由って命を失ふかも知れないと云ふ覚悟を以つて冒険の前に控へると、私のやうな強壯でない一人の女でさへ、身も魂も緊張して労働の能率を高め得るのですから、まして人格の独立を意識して自ら鍛練たんれんする未来の聡明そうめいな女子達は、母性の保護や救済を国家に仰ぐやうな意気地の無い事を生活の理想とは決してしないであらうと思ひます。

こうした聡明なる女性ならば母性保護を国家に求めるようなことはせぬと断ずる晶子であるが故に、晶子はまた菊栄から次のような手厳しい批判を浴びることにもなるのであった。

最近十年間における日本の急激なる工業化に伴う資本の集中は、貧富の隔絶そうつそうつを層一層大ならしめ、生活問題の解決は中流以下の人々にとって焦眉しやうびの急を告ぐるにいたつた。近來とみに女子の職業教育や経済的独立を要求する声が盛んになったのも、畢竟かかる社会的事実の反映にほかならぬのである。而して与謝野氏近來の言論は、すべて中流階級婦人の立場よりかかる社会状態ひつきように順応し、かかる難境を漕ぎ抜けるにはどうしたらよいかという問題を中心としている。したがって氏は女子に対してあくまで理知主義、精力主義、奮闘主義こすいを鼓吹こすいせられてやまない。私はこの点において氏の叫びが因循遊惰いんじゆんゆうたなる中流階級以上の婦人に対する好個しげきどいの刺戟劑たるべきことを疑わない。

しかしながらそれと同時に、氏が努力を尊び、奮闘を重んずるのあまり、いっさいの社会的困難は個人の努力一つで解決されるものであり、個人が貧で苦しむのは自己の努力の不足に起因する、いわば自業自得の結果であるといったやうな、きわめて手軽な安価な、そして紳士閥社会の理論を裏づけるやうな結論に到達されていることは、氏のために惜しまざるをえぬところである<sup>8)</sup>。

## 5 急がれる国内での平等主義の実現

第1次世界大戦後のパリ講和会議で国際連盟（以下「国連」と略す）が結成されることになったが、大正8年（1919）2月13日の国連規約委員会で日本の全権・牧野伸顕は「人種的差別待遇撤廃」を提案してこれが否決され、逆にアメリカでの排日運動を勢いづける結果となってしまった<sup>9)</sup>。

この事実を直視した晶子は「自ら責めよ」『新報』（大正8年4月27日付）という評論を書いている。

すなわち、「この提案の失敗を機会に、日本人は自分自身の従来行為が余りに差別的であることを反省せねばなりません」と述べ、さらに論旨を以下のように展開していく。

日本人が朝鮮人や台湾人に対する軍人流の施設は、あれが一視同仁平等的待遇と云はれるでせうか。支那人を「チャン、々々々」と云ひ、「豚」と呼ぶ悪習はまだ勢力を持つて居ます。アイヌ人が一年と滅亡に向ひつつあるのは、果して暴酒癖のある彼等自身のみの罪でせうか。彼等にその暴酒癖を促すまで自暴自棄せしめたのは、日本人の腕力的、智巧的、経済的の圧迫では無かつたでせうか。

さらに持論をすすめていく。

教育に男女の共学を許さず、法律に母権を父権と同視せず、国民に華族と平民の階級が甄別<sup>けんべつ</sup>され、労働者、学生、婦人のために治安警察法が撤廃<sup>さつぱい</sup>されず、舅姑<sup>きゆうこ</sup>の権力が良人及び実の父母よりも上位にあり、普通選挙や労働組合の実現が拒否され、官文書や教科書が国民の意志の端的な表現である口語体を以つて統一されず、首府の下に官僚擁護の機関である警視庁が今日もまだ勢力を有し、公娼制度が益々政府から保護され、図書や絵画の上に下される官憲の無理解な発売禁止や閲覧禁止が依然として止まず、新聞までが華族や資産階級に対して貴族的敬語を用ひ、一般社会に明治時代よりも階級的差別を明示した敬語が流行し、識者階級の議論に反対論者を敵視して愛と礼節のない専制的な悪罵<sup>あくば</sup>の交換が絶えず、人種差別撤廃問題

を主張する人達までが演壇から攘夷時代の排他的暴言を以て米国人  
や支那人を罵る、

こうした国内の実情を克服する努力を重ねたうえで平等主義を訴える  
のでなければ、国際社会では説得力がきわめて弱いものであることを知  
るべきである。「どうも我々日本人は他を責めるに急で、却つて自己を  
正当に反省し批判する事に緩慢です。自己の主張と実行との矛盾を責め  
る念が浅いので」はないのかと。

晶子の主張は、他の人に自分の要求を出すのであるのであれば、まず  
もって「自分自身の<sup>はやくち</sup>實際生活を正義に由つて改造することが何よりも他  
人を感服せしめる捷徑で」あり、従つて日本国内での早急な平等主義の  
実現に向けての努力を踏まえてこそ世界に向かい日本の人種差別的待遇  
撤廢の提案が可能となるし、世界各国の人々もきちんと日本の主張に耳  
を傾けてくれるようになるのではないのだろうかというのである。

### Ⅲ 教育問題を中心とした評論活動

#### 1 素質と個性の並存

晶子は「児童の素質と教育」『新報』(大正7年6月30日付)で、人間に  
内在している生来の「素質」につき以下のように考察している。

寧ろ良い遺伝も悪い遺伝も併せて内に備へて居るのが人間の素質で  
あると思ひます。その素質の中から、力めて良い所だけを發展させ  
るやうに、児童自身の覚悟と努力とを促し、且つ児童のその自己發  
展を補助する職能が父母及び教師の職能一即ち教育であると思ひま  
す。児童の素質は複雑な遺伝を持つて居るだけ、その開發の年齢  
は、四月が来ればどの桜も花を開くと云ふ風に一致して居りませ  
ん。非常に早熟のものもあれば非常に晩成のものもあります。

ここで晶子が指摘していることは、まずもって児童つまり人間一人ひ  
とりは、すべて「開發の年齢」がまちまちな個別存在であるという認  
識である。さらに晶子は「人の素質」(『新報』昭和2年9月25日付)につ

き論じ、「素質と云ふ中にも精力と云ふか、活力と云ふか、生の意欲と云ふか、兎に角心の内部に潜む或る動力の旺盛なのと然らぬとが人の一生に大きな関係を持つ」ものであると述べた後で、

余りに呑気な上流と、余りに貧窮した下層社会とから、不良な人間を出す例が多いのは、境遇の素質を悪化するものらしい。

と書き、教育の外的条件である環境自体の要因の重要性に注目している。

しかも「人は孤立しては在り得ない」と考えている。晶子は「普通選挙へ」『新報』（大正9年2月8日付）中で、「夫婦、兄弟、親子、朋友相依るのみならず、<sup>すべて</sup>凡て社会と交渉して有無相補ふ。それは物質の交換に止まらないで、必ず思想感情の交換にも及ぶ。此事は国境に由つて沮止<sup>せし</sup>さるべきもので無い」と述べ、世界にまで抜けた国際社会間での人間関係までも望んでいたことがわかる。

ついで晶子の論は、人間社会での個性の並存論へと発展していく（「小さき集団へ」『新報』（大正15年2月21日付））。

他に妄従しないで自己に忠実にならうとする意識が確立すれば、他の意見を参考にはしても、厳として自己を守り、誰も他の支配の下に立たない事になります。此意味で人間社会は個性の並存です。

さらに晶子の考えは続く。すなわち「人類愛と云ふ共通の人間性が一切の個性の並存を繋ぐと共に、政治法律、経済等の制度が各人を連帯させます」と。

ところが、これまでの自分は「余りに人類世界の統一を空想して」いて、「世界が一つの楽律で調和し得るものやうに考えて居た」と自省し、以下のような各人が小さな集団に分裂しつつも、お互いに並存していくことのできる社会を創出していくことが大切ではないかという結論を導き出していくのである。

併し個性自律の生活が正しいとされる現代では、或点で各人が小さな集団に分裂して互に異を立てながら並存するのが当然ではないで

せうか。

## 2 家庭教育

晶子は寛との間に5男6女を出産し、うち3人は経済的その他の理由で止むなく他家に養子として預けたことから、晶子が養育したのは実際は8人で、養子となった3人の中の2人は後に与謝野夫妻の下に戻っている（[図1]<sup>10</sup>参照）。

ところで『新報』（大正9年2月22日付）中「最近の感想」には新生児のことにつき、以下のような考えを記している。

活動の本能は赤ん坊の時から既に現はれます。口を吸ひ、手を握み、足を蹴ります。かうした筋肉の活動から精神の活動に至るまで、その種類は多様です。赤ん坊は是等の活動に由つて既に自主自発の生活を試めして居るのです。赤ん坊の手足を緊縛して足等の活動を抑圧したなら赤ん坊にはどんなに苦痛だか知れません。活動の自由を奪はれた赤ん坊は、已むを得ずその順当な発達を停止して畸形な変容を取る外は無いでせう。

すなわち哺育期の新生児の自由な活動を守ることが、子供の発達のために如何に大切かを説いているのである。

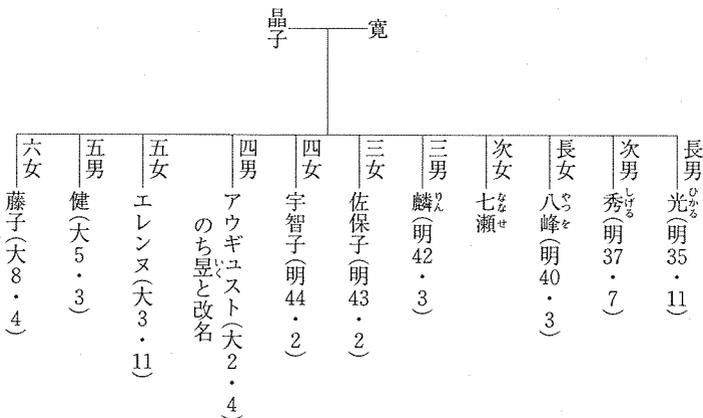


図1 与謝野夫妻と子供たち

つまり教育といえは小学校に入学した時から始まるのではなく、子供の誕生と同時に両親による教育の営みがすでに始まっているというのである。

そして人の一生を左右する人格形成に関わる時に、幼年期の子供にとっての家庭教育での父母の役割の重要性を説く主張へと必然的に晶子はつなげていく（「新しい母性愛」評論集『優勝者となれ』天來書房・昭和9年2月）。

私は父母の愛を併せて尊重する。成年以前の子女のために何れを缺いても不幸であると思ふ。（中略）父の愛も母の愛も、その尊さに於て対等のものだと思つてゐる。誠実にして聡明な親は、父も母も同じやうに子女の養育と教育とに焦慮してゐて、その愛に優劣はない<sup>11)</sup>。

晶子によるわが子の幼児期の教育については「子供と親」（『女学雑誌・4月号』〈明治44年4月〉・『一隅より』金尾文淵堂・明治44年7月所収）中で、自らの教育の方針をさらに具体的に披瀝している。

すなわち第一義としている点は何よりも両親による自然の感化であり、自立心育成のための基本的な躾教育徹底の実践であつた。

①衣服の着脱②蒲団の始末③机の整理④午後7時の就寝⑤2歳頃より夜小用を足す、以上①～⑤の5点である。

さらに自立心の育成に加えるに、自尊心を身につけさせることにも力を入れ、子供自らが自分<sup>は</sup>は上品で立派な人間になるのだというよい自覚を持たせることにしていた<sup>12)</sup>。

なお晶子の願う上品で立派な人間ということの内実は以下のようなものであつた。

正直に物を云ふ事、自身の事にも又人の事にも注意して清潔にする事、其れから立派な人間と云ふのは学問が良く出来て、世界の上の万事の筋路が明確と解る事、どんなに微細な技術でも、高尚な職業でも低い賤しい労働でも出来る事であると言ひ聞かせます<sup>13)</sup>。

さらに子育ての自戒の言葉として以下の点も晶子は忘れてはいない

(「親として」『砂に書く』アルス・大正14年7月)。

自分が既に缺点と過失の多い人間であるに関らず、自分の子供や他人に対してのみ全く潔癖な考へ方をすると云ふのは私の為し得ない事です。努力して缺点を少くさせ過失を避けさせるのは、親が子に対して注意すべき事ですが、缺点と過失の絶無を強ひるやうな不自然な態度は持ちたくありません。若し我子が何か過失をしたら、早くそれを改めさせて、もつと善い事に力を用ひさせ、禍を福に転換させるやうに助成したいものです<sup>14)</sup>。

つねにプラス思考で自分の人生をつよく、たくましく切り拓いていこうとすることのできる子供を育てようとする晶子の教育の基本姿勢がうかがえる重要な一文であるということができよう。

### 3 初等教育と成城小学校(「模範小学」)への期待

晶子は雑誌『太陽』誌上で初等教育につき言及し、教育方法上の画一主義に傾斜している教育現場の実情と問題点を指摘している(「小学教育の改造」『太陽・10月号』〈大正4年10月〉『人及び女として』所収)。

一般の小学では優能、平能、低能の区別なく、同じ教室で同じ教師が同じ程度の学課を授けて居ます。一つの教室に十人や十五人の優能児がまじつて居ても、教師は多数の平能児以下を標準として教へて行かねばなりませんから、優能児をして其等の足弱と並んで歩いて常に退屈を感じさせ、退屈に由つて児童の心身を非常に疲労させる結果になつて居ります<sup>15)</sup>。

この一文からは、ひとりの教師による多数の子供に対する画一的斉教授に終始しているわが国の初等教育の現状を踏まえ、個々の子供の能力(発達可能性)に応じた、自由で伸び伸びした個別教育の実践をつよく期待する晶子の願いがよくうかがえよう。

そこで晶子が大きな期待を寄せたのが大正6年(1917)4月に澤柳政太郎が創設した成城小学校の教育であった。

澤柳といえば、すでに第二高等学校長、第一高等学校長、文部省普通

学務局長、文部次官、東北・京都両帝国大学総長、貴族院議員、帝国教育会長で文学博士の学位も有する経歴からみても、まさに当時の日本教育界の元老的な存在であった。それでいてつねに澤柳は形式主義を批判し、科学的な進歩主義に立脚した教育上の著述を発表し続けており（代表的な著書は『実際教育学』〈明治42年刊〉）、その当然の帰結が少定員制と、優秀教員の指導による個性教育、個性重視の徹底及び自由な雰囲気の中での児童の伸び伸びとした学習活動の展開を保証する実験学校の創設であった<sup>16)</sup>。

されば晶子は澤柳政太郎「博士の志の親切と着眼の徹底的であるのとは国民の好い刺戟となる」もので全面的にこれを支持し、教師と親達の児童の教育に関わる在るべき姿につき、「小学教育と富豪」（評論集『我等何を求むるか』天弦堂書房・大正6年）中で、晶子は以下のように考察していく。

模範小学は多く生徒を収容することを避けて、<sup>(ママ)</sup>小人数の生徒を以て一組とし、其親達は学校の主義を協賛して、家庭に居ながら小学の副教師を以て実際に任ずるだけの熱心家で無くはなりません。家庭と学校とが心を協せてさう云ふ風の特別な教育を施す小学校が幾つも出来て、自由の精神と統一ある組織とに由る教育を示したら、在来のお役所風な画一的教育を追追に打破することが出来ませう<sup>17)</sup>。

つまり全国各地の小学校でみられるお役所風で画一的な一斉教授が一般化しているなかで、教師と親達が心を一つにして協力し、一人ひとりの子供の個性を重視した、自由の精神と統一ある組織として柔軟に教育実践が展開される「模範小学」が、成城小学校を筆頭にして各地で相次ぎ設立されていけば、必ずやわが国の初等教育も自ずと刺戟を受けて大きく改善に向かうことであろうと晶子は考えていたのである。

#### 4 中等教育及び高等教育

人間平等主義に立脚して男女の性別を考えず「一切に教育の機会の均等を得たいと思」っていた晶子は、「最近の感想」『新報』（大正9年2月22日付）で以下のように主張する。

私達は何よりも教育の活動を自由にするために、男女の共学を学校教育の全領域に向つて要求します。私達は女子なるが故に人間としての完全なる教育を拒まれる理由は断じて無と思ひます。

晶子の女子教育論についてはすでに拙稿「大正期・臨時教育会議『女子教育』審議・答申と与謝野晶子の女子教育論」(成城大学文芸学部『成城文藝・第172号』平成12年10月)中で考察しているので重複はここでは避けるが、人間平等主義に立てば教育の機会均等の実現と男女共学制の推進は晶子の当然の主張となっていく。

晶子の主張はさらに中等教育までの義務教育年限延長と男女共学制の実現と生涯教育論にまで発展している点も注目される点である(「女子の高等教育(再び)」『砂に書く』<アルス・大正14年>)。

私は先づ女子の中学が出来、次に男女共学の理想的中学が出来て、それで学校教育が一般人に打切られる日の到来する事を望みます。即ち私の望む高等教育は、(中略)よい学校で短い歳月にその基礎を学び、あとは一生涯の実生活の中で自学しつつ、文化人としての個性を堅実に展開して行く為めのもです<sup>18)</sup>。

ところで晶子のこの発言に先立つ大正3年(1915)6月のこと、一木喜徳郎文相は「大学令案」を教育調査会に諮問し、「(二) 大学校ハ官立公立私立ヲ通シテ之ヲ認ムルコト」<sup>19)</sup>、すなわち官立つまり帝国大学と同様、公立や私立の大学も同等に認めることの可否の審議を求めた。これに対して会員の菊池大麓(男爵)は諮問案とはまったく異なる独自の私案、すなわち官立・公立・私立を認めるとともに「米国の大学制度を其儘模倣せんと」<sup>20)</sup>した以下の2種の大学構想を教育調査会に提案するといった動きがあった。

最初ノ大学校(コーレツヂ)ハ実用的大学教育ヲ授クル所トシ最後ノ項ノ学芸大学校ヨリ入ツテ大学教育ヲ受ケントスル者ハ学術ノ蘊奥ヲ窮メントスル者タルヘキコトトナサントスル意見ナリ<sup>21)</sup>

この菊池私案を知った晶子は、さっそく「学制改革案に就て」(『人及

び女として』所収) 中で以下のような反論を加えている。

菊池博士が大学卒業生でなければ売口が悪いと見て二種の大学を置かうとせられたのは学生に親切なやうで、却て将来の社会事情に透察の足らない意見ではないでせうか。二種の大学が出来て見れば人の榮譽心から屹度誰も程度の高い大学へ入学しようとするであらう。大学は矢張一種にして置いて、それも無用の課目を廃し、今の大学よりも程度の高い、且つ緊張したものとし、大学の数を殖して今の高等学校を其校舎に用ひるやうにしては何であらう<sup>22)</sup>。

さらに晶子は次の主張をも付け加える。

そして大学には是非女学生を入学させて欲しい。また大学の公開も必ず改革案の一項目であつて欲しい<sup>23)</sup>。

要するに晶子の願いは、大学は一種だけでよく、大学数を増やし、かつ広く女性にも門戸を開放した、まさに開かれた大学の実現そのものであったのである。

されば大正5年7月17日、黒田チカ・牧田らくの両名が東北帝国大学を卒業した折には、「婦人理学士」と題した一文を晶子は雑誌『太陽・8月号』(大正5年8月)に寄稿し、我々日本婦人のために高等教育の可能性のあったことの立証せられたことであるとして、これを大いに讃えるとともに<sup>24)</sup>、さらにわが国教育の女子教育軽視のこれまでの姿勢が如何に日本人にとって大きな損失であったかを指摘する。そして改めて日本婦人のための高等教育の可能性をより大きく拡大していく手だてを早急に講ずることの必要性と重要性とを一層つよく強調しているのである(「婦人理学士」『我等何を求むるか』天弦堂書房・大正6年1月)。

多数の親達が、教育の第一義が我子の長所を誘導して自由に開発せしめることに外ならぬことを忘れて、唯だ男子の性的配偶者たらしめる方便として形式的に或年限の教育を施すに過ぎないことが其缺點の最も甚だしいものである。従つて親達は我子の要求を知らず、その稟性が何に適して居るかをも知らずに居る。之がために日本人

はどれだけ女子本来の生命を殺して人物経済の上に損をして居るか  
 知れない<sup>25)</sup>。

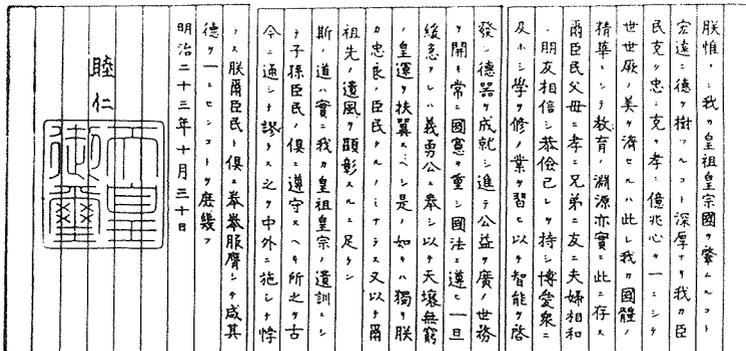
### 5 平和主義に立つ「教育ニ関スル勅語」支持

明治23年(1890)10月30日、「教育ニ関スル勅語」(以下「教育勅語」と  
 略す)が渙発された。([図2]参照)

教育勅語の本文はわずか315文字で、前の文の一群が2分され、その  
 境を「教育ノ淵源亦実ニ此ニ存」におき、「朕思フニ(中略)此ニ存  
 ス」までが第1段となり、その後の「爾臣民(中略)顕彰スルニ足ラ  
 ン」までが第2段になる。そして後の文の一群である「斯ノ道」以下が  
 すべて第3段となり、全体が以上の3段落から構成されている。

ついで、その内容をみると第1段において「教育ノ淵源」たる「国体  
 ノ精華」を説き、続く第2段では家族生活、社会生活、自分自身の修  
 養、さらには対国家社会での生活規範を示し、これらを総括して日本の  
 国体の真髓である「天壤無窮ノ皇運」を扶翼するようにと命じている。  
 そして第3段で、かくして「道」=「徳」は永遠かつ普遍に妥当するも  
 のであると強調し、その遵守を国民に強く求めている<sup>26)</sup>。

なお教育勅語の取り扱いについては、渙発と同時に発せられた文部大  
 臣訓示で「謹テ 勅語ノ謄本ヲ作り普ク之ヲ全国ノ学校ニ頒ツ凡ソ教育  
 ノ職ニ在ル者須ク常ニ 聖意ヲ奉体シテ研磨薫陶ノ務ヲ怠ラサルヘク殊



(資料) 海後宗臣『教育勅語成立史の研究』1965年

図2 教育勅語の原本

ニ学校ノ式日及其他便宜日時ヲ定メ生徒ヲ会集シテ 勅語ヲ奉読シ且意ヲ加ヘテ諄々誨告シ生徒ヲシテ夙夜ニ佩服スル所アラシムヘシ」と命じている<sup>27)</sup>。

こうして渙発された教育勅語は、やがて全国すべての諸学校にその謄本が下付され、学校行事ではきまって奉読されるようになったが、その定型が成立するのは明治24年(1891)6月の文部省令第4号「小学校祝日大祭日儀式規程」が出て以降のことであった<sup>28)</sup>。

ところで教育勅語が渙発された折の晶子は堺区堺女学校(現在・大阪府立泉陽高等学校)に在学中(当時12歳)であり<sup>29)</sup>、教育勅語に対する晶子なりの一定の見解は持っていたことと思われるが、『横浜貿易新報』中に発表した教育勅語に関連しての評論からも晶子の教育勅語観の一端を知ることができるので、該当する幾編かを以下に引用することにする。

まず張作霖爆死事件(昭和3年6月4日)に触発されて書いた晶子の「暴力と無産者」『新報』(昭和4年3月10日付)からの引用である。

暴力沙汰はもともと武門が実行したので、我国に於て昔から皇室と国民との敵は武門の暴力であつた。今日の右傾派と称する人達が皇室を中心とする敬虔な感情に終止するのなら、何よりも明治天皇陛下の教育勅語に示された正大公明な国民精神を尊奉せねばならない。教育勅語は暴力を許容せず、国法の重んずべきことが示されてゐる。教育勅語に背馳する暴力行為を敢てすることほど皇室の思召に背く悪業はない。

ここには教育勅語が暴力否定の平和主義に立脚したものであるとの晶子の認識がたよく表明されている。

晶子の教育勅語観を理解する前提となる、皇室観について表明した晶子の評論「昭和 第七春の初に」『新報』(昭和7年1月1日付)の一節もあわせみておこう。

皇室の御繁栄が天壤と共に無窮で在らせられる限り、私は思ふ、如何に今日以上の物質的困難に遭遇するとも、国民は皇室を繞つて層一層紐帯の結目を堅くし、正しい統制の中に粗野でなく過激でな

い、朗かな展開を続けて行くであらう。何事があつても、一旦皇室のおん上に思ひ及べば肅然として正しきに復り、如何なる公私の闘争も溶解し去るのが、三千年の歴史に養はれた特殊の国民精神である。

ここには日本の過去三千年の歴史のなかで困難に直面した折の皇室の果たしてきた役割が、国民の人心を収攬させ幾多の困難を見事に乗り越えてきたとの認識を踏まえ、わが国で今後どのような緊急事態に直面しても一旦、皇室の恩情に思ひ及べば肅然として正しきに戻り、如何なる公私の闘争も解決できるのだと晶子が考えていたことがわかる。

されば満州事変（昭和6年9月18日）、血盟団員による三井合名理事長・団琢磨暗殺（昭和7年3月5日）、陸海軍将校による首相・犬養毅ら暗殺（同年5月15日）といった一連の事件を受けて、その所感を「時局を注視して」（『新報』昭和7年5月22日付）と題して、晶子は以下のように述べているのである。

近頃政界と財界とに兇変が続出する。合法的に解決を計らうとしないで暴力の非常手段に訴へることは、明治天皇の教育勅語に要約せられた国民の生活理想と全く相反するものである限り、国民は決して此の兇変に好感を持つものではない。

つまり晶子はあらゆる意味での暴力否定の規準をつねに教育勅語に求め、平和主義に立脚した精神で教育勅語が貫かれているにもかかわらず、兇変相次ぐのは教育勅語の精神から大きく逸脱した行為であると理解していたことが、この一文から知ることができるのである。

さらに晶子は「皇道は展開す」（『新報』昭和7年10月2日付）を執筆する（〔図3〕参照）。

すなわち本評論で晶子は「近頃<sup>しき</sup>頻りに『王道』と云ふ言葉が行はれるが、それは古代支那の思想を表象するもので、彼国では立派な言葉ながら、我国で適用するのはどうであらうか」とまず疑問を投げかけ、「王道」に変わる用語として我々はつねに範を皇室に仰ぐが故に「皇道」という用語を使用すべしと述べ、皇道を根本から支えている教育勅語の高い評価へと言及していく。



万世一系の皇室を中心に大家族的な結合力を持つ国民の存在する事実は絶対無比である。皇道の尊厳と堅実とは此様に実証されてゐる。即ち明治大帝の教育勅語は世界唯一の聖書であり、未来永劫に亘つて世界人類の師表となるべきものである。

教育勅語に対する晶子の評価と信頼が如何に絶大なものであったかが、この一節からもよく知ることができよう。

## 6 官憲の「学問の自由」弾圧批判

『横浜貿易新報』(昭和8年7月2日付)掲載の晶子の評論「心頭雑草」をみると、警察当局が最近しきりに密告を奨励しているのはどうしたことかと批判し、さらに以下のような一文が続く。

「君子は中<sup>ちゆうこう</sup>言<sup>げん</sup>の言を忌む」と云ふのが東洋人の道徳である。「中言の言」とは中言<sup>なかごと</sup>の義で、甲乙の間に第三者<sup>ひそか</sup>が私に介在して、一方の悪を他の一方に告げることは最も醜い悪徳として指弾される。

されば「今の警察官の中にはかう云ふ日本精神の教養<sup>か</sup>を欠いてゐる人達がある」のはまことに苦々しいことであると。

さらに同年7月30日付の『新報』には「自由を失つた学者」と題する注目すべき晶子の評論も掲載されている。

去年の春以来、すべての言論機関が言論の自由を失つてゐる。これに二つの理由がある。一つは満州事変発生以後の我国が対外的に国論を一方へ集注し統制する必要からであり、一つは極端な左右両傾の思想及び行動を弾圧する必要からである。これは臨機の対策として或る程々まで止むを得ない事として国民の是認する所であるけれども、当局者も人間であるから「遣り過ぎ」があり過失があつて、抑圧する必要のない大学教授の言論までを危険視し京大問題などを起こすに至つた。

ここに到り晶子の筆は一段とその鋭さを増していく。

社会の裏面には官憲の不法な圧迫に畏怖<sup>いふ</sup>して、泣寝入と不本意の沈黙とを続けてゐる記者、学者、評論家、新聞雑誌社、出版業者がどれだけ多数にあるか知れないのである。公正な批評の自由が禁圧されて官憲に迎合する言論のみが許されると云ふ不愉快な状態が永く続くのは、第一に人間の正義感<sup>か</sup>に於て堪え難いことである。

この晶子の一文にある「京大問題」というのはいうまでもなく“滝川事件”を指す。

本事件の内容やその経緯をみると以下の通りである。

すなわち、昭和7年(1932)に京都帝国大学法学部教授滝川幸辰<sup>ゆきと</sup>の中央大学での講演内容を小山松吉司法大臣が共産主義的なものであると断じたところから時の文相鳩山一郎が小西重直総長に滝川教授の休職処分を要求したばかりか、滝川の著書『刑法読本』『刑法講義』が内乱を扇動し姦通を助長する危険な内容のものであるとの理由で発禁処分とした。これに対して法学部の教官は全員辞表を提出して政府に抗議、さらに学生側も反対運動を展開して教官側を支援した。だが政府側は決して折れず、逆に翌8年(1933)には滝川教授のほかに佐々木惣一ら5名のみ(後に1名復職する)の教授の辞表を受理して実質的な免職処分に付し、他に2名の教授もその処分に抗議して辞職したため合計7名の教授が大学を追われた<sup>30)</sup>。

この滝川事件は大学の自治と学問の自由に対するまさに軍部が力を得て台頭してきた「ファシズム側からの抑圧を決定的に示した事件であった」<sup>31)</sup>と評価されている。

さらに付言すれば、昭和10年(1935)には、「国体を理由として、現在の憲法的制度に於ける君権の万能を主張させるが如きは、全然憲法の本質を誤るものである。殊に君主の大権は常に官僚の輔翼に依って行るのであるから、国体を理由とする君権説の主張は、其の結果に於いては、常に官僚の専制政治の主張に帰する」(『逐条憲法精義』昭和2年刊)と考察していた東京帝国大学名誉教授美濃部達吉に狙いをつけた天皇機関説問題が起こされ、軍や政府に同調しない異説は“国体明徴”の名の下で排除されるといった嘆かわしい状況がますます増幅され、民主主義や自由主義の息の根が完全に止められていく<sup>32)</sup>。

こうした戦時体制色が次第に濃くなっていく時代的な雰囲気<sup>き</sup>の真只中

で晶子が果敢に発言し、「公正な批評の自由が禁圧されて官憲に迎合する言論のみが許されると云ふ不愉快な状態が永く続く」事態を手厳しく戒めている姿勢は評価されて然るべきであろう。

なお晶子は、『横浜貿易新報』での評論を断つて後の『読売新聞』（昭和11年5月5日付）にも〈女の立場から〉「自由の復活」という題名で、さらに以下のような一文を書いている。

**女の立場から**

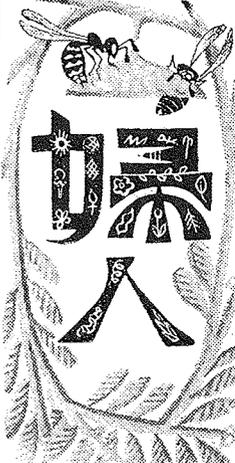
## 自由の復活

與謝野晶子

目録の脚さばかりを見る人達は、自由は「なに」ほんたうの事を逃へる自由と云ふかも知れない。私は明治以来諸先生や友人達と共に、常に「人間の自由」を主張して来た。若し自由が亡びるものなら、私の考へ方が多々間違つて居たのである。併し決して私はさうは思はない。如何にも現に「自由」は壓迫されて居る。意識の自由だけで云つて

目録の脚さばかりを見る人達は、自由は「なに」ほんたうの事を逃へる自由と云ふかも知れない。私は明治以来諸先生や友人達と共に、常に「人間の自由」を主張して来た。若し自由が亡びるものなら、私の考へ方が多々間違つて居たのである。併し決して私はさうは思はない。如何にも現に「自由」は壓迫されて居る。意識の自由だけで云つて

「自由」は死んでしまつたのでは無い。何故かと云へば、我々が世界の現



# 婦

### フエバー

### 体温計

商工省指定 第一位品

にあこがれないでは居られない。明治以来の「自由」は其れを濫用したが生じた「自由が絶た」るので無く、「自由を行つた」結果があつて、他人の自由を侵害するもの、私生活の共有を害するもの、あることに反響を起し、たが爲である。

我々が我々の道徳に凝るは、また我々の多の「自由」を侵害するもの、私生活の共有を害するもの、あることに反響を起し、たが爲である。

我々が「自由」に凝るは、個人個人の天分を發揮して、おのおの其の生

「自由」に凝るは、個人個人の天分を發揮して、おのおの其の生

「自由」に凝るは、個人個人の天分を發揮して、おのおの其の生

図4 与謝野晶子「自由の復活」『読売新聞』昭和11年5月5日付「婦人」欄

「自由」は面を伏せて泣いてゐるのであつて、「自由」は死んでしまつたのでは無い。何故かと云へば、我々が世界の現状をば止むを得ない「目前の必要」として肯定してゐる心の奥に、誰も他日の「自由の復活」を祈つてゐるからである（全文は〔図4〕参照）。

軍部が独走するなかで「自由を失つた学者」をはじめ、記者・評論家・新聞雑誌社・出版業者らが一日も早い「自由の復活」を如何に願っていたか、彼等の心から願う当時の心情がつよく伝わってくる。そして晶子はこの一文を通じて、自ら精いっぱい彼等の代弁を試みていることもわかるのである。

### むすび

与謝野晶子は『横浜貿易新報』社主兼主筆の三宅磐に求められて、大正5年（1916）9月6日付から昭和10年（1935）3月10日付までの約20年に及ぶ『新報』紙上に実に816編に及ぶ社会評論等（その中には晶子が横浜で主宰した冬柏会及び横浜短歌会での「詠草」も含まれる）を発表しており、晶子の社会評論活動の総体のなかで占める『新報』での執筆活動はまさに中核的な重みをもっているといつても過言ではない。

時々刻々変化する時代の流れのなかで、女性問題をはじめ政治・経済・社会・文化・教育といったさまざまな分野にわたり、適切な題材を見つけ出しては内在する問題点を明らかにし文章化して広く読者に訴えていく仕事は、やがて晶子の日常の生活を支える大きな生きがいとなつていった。

晶子の一連の社会評論を読むと、これまで自分を閉じ込め、かつ抑圧されてきた女性としての実感を、決して物おじすることなく、自ら信ずるところに従つて積極的に主張している文章ばかりである。

また取り上げている題材も、女性問題はもちろんのこと、教育や政治、経済、社会、文化、さらには思想問題にと多岐にわたり大きな拡がりが見られる。

そして晶子が目指した生活は、雑誌『太陽・1月号』（大正7年1月）に掲載されている評論「三面一体の生活へ」（『若き友へ』）で描かれているように、人格を備えた一個の自立した人間として日々の生活をより充

実させていく、それも私達がみな「個人として」、「国民として」、さらには「世界人として」という三つの面を統合して一体としていく生活構想を描き、かかる生活を築くために日々努力して自己成長を図っていくといった主張であった<sup>33)</sup>。

それだけに時々刻々生まれてくる諸問題に時には共感し、時には政府・官憲に怒りをぶつけていく晶子の社会評論に多くの読者が共感し、かつ多くの読者の支持を実感すればするほど、晶子の筆は冴え、かつ力動的なものとなっていった。

ところで晶子の社会評論活動の総体を支えていた人間社会観につき、『与謝野晶子評論集』（岩波文庫）共編者のひとりである香内信子が以下のように集約しているが、晶子の社会評論活動の総体を実によくとらえている。

晶子の人間社会は（中略）得た知識と、それに共鳴した感性と、日常のもろもろに起る経験とをないまぜにしたところで、あるべき構想を、ユートピアといってもよい側面をはらみつつ、独自の構想を組み上げていったところに最大の特徴があろう。ロマンティシズムの原点は、硬質な表現様式のなかにも散見される。

ただ、これだけ多く書けば、論の重複はさけられないし、広がりすぎたきらいもある。晶子のかなり独自の論旨展開過程には、それなりのとりにくさもある。しかし晶子は、自らも努力したように、ルネッサンス期にかすかにあらわれる人間のあらゆる可能性を開花させた全的人間への接近、人間愛の創造しうる無限の力をかたく信じていた。細部にはあまりこだわらない鷹揚おうようさも、性格というよりはそこに由来するところが多い<sup>34)</sup>。

ところで本論考ではこれまで晶子の女性・教育両評論に焦点を絞って考察の対象としてきたが、まだまだ不徹底で、晶子歿後すでに半世紀以上も経過し、その間に歴史の評価も幾度か変化して来ているものの、汲めども尽きぬ泉のように晶子の論説に接するたびにまた新たに多くの知見や示唆を与えられる。

詩人の深尾須磨子も「ほんとうの教育者はと問われて」、与謝野晶子の名前を挙げ、その理由を晶子の教育評論を例示しつつ以下のように述

べており、きわめて説得的である。

実生活では、貧と子沢山の苦勞をみごとに支え、不断の創作活動をつづけるかたわら、彼女は教育問題その他についても多くを書いているが、一九二〇年発表の「人間性の教育」の中では大要次のように述べている。

くわが国の教育は非常に改善されたというにかかわらず、いろいろ遺憾な点を多く発見します。なかんずくもっとも重大な欠点は、人間にもっとも大切な愛の本能と創造の本能とが萎縮していることです。私はこの二つの本能を人間性と名づけます。——人間性は自由闊達に、かつ円満豊麗に開展し活動する本能です。これあるがために人間に自律独立の生活が実現されます。またこれあるがために、人間の文化生活が進展し、増大してゆきます。人間性を抑圧する社会では、人間がすべて奴隷化し、機械化します——今日の一般教育は実に人間性を抑圧している教育です。家庭教育と学校教育とが、いずれも人間の独立を促すことかわりに、人間を自己以外の何物かに隷属させることばかりを目的としています——。それですから今日の教育は、その効果があがればあがるほど、男子は貨幣価値をもって換算される職業の奴隷となっています。

これは約半世紀前に書かれたものだが、いまや物心両面の調和を欠いているどころか、むしろ物の一面だけを偏重、そのため、真の文化をますます非文化の様相に毒された、現代の社会と教育との相まってもたらず盲点を、ずばりと指摘している事実<sup>35)</sup>に照らしても、彼女の予言者的資質がうかがわれると共に、それはまた天空的大自然の言葉とも聞かれるだろう<sup>35)</sup>。

これからも未解明の多い教育分野に焦点を当てつつ、機会をとらえては奥の深い晶子研究に、さらにはらいてう・山川菊栄研究にも力を入れていきたい。

#### 註

- 1) 『横浜貿易新報』大正5年9月5日付。以下『横浜貿易新報』からの引用はすべて本文中に掲載年月日を明記するため、脚註を省略する。

- 2) 小柴俊雄「横浜貿易新報」(神奈川県百科事典刊行会編『神奈川県百科事典』大和書房・1983), 901-902ページ。
- 3) 斉藤秀夫「三宅磐」(前掲『神奈川県百科事典』), 812ページ。
- 4) 晶子の『横浜貿易新報』掲載・社会評論等「題名」一覧の作成に際しては、赤塚行雄『女をかし・与謝野晶子』(神奈川新聞社・1996)中『『横浜貿易新報』への与謝野晶子著作目録』、三井禮子編『現代婦人運動史年表』(三一書房・1978<4刷>), 東京学芸大学日本史研究室編『日本史年表(ワイド版)』(東京堂出版・1999), 岩波書店編集部編『近代日本総合年表』(岩波書店・1968)及び文部省『学制百年史・資料編』(帝国地方行政学会・昭和47年)中「年表」を参考とし、『横浜貿易新報』そのものについては神奈川県立図書館及び藤沢市文書館所蔵(複写版)のものを主として利用した。
- 5) 大正期に入り『婦人公論』(大正5年)や『女性改造』(大正12年)が女性の知的要請に応えるかたちで、さらにより広い女性一般には『主婦之友』(大正6年)・『婦人くらぶ』(大正9年)などが相次ぎ創刊され、一般的な新聞や雑誌でも積極的に女性読者層に向けた記事が数多く登場するようになった。こうした動きの背景には女性解放の世論の高まりがあり、特に大正7年(1918)の『婦人公論』3月号(中央公論社刊)の晶子の「紫影録」, 同誌・5月号のらいてうの「与謝野、嘉悦二氏へ」, 同誌・8月号の同じくらいてうの「母性保護問題に就いて再び与謝野晶子に寄す」, さらに同誌・9月号の菊栄の「与謝野、平塚二氏の論争」と、晶子・らいてう・菊栄らの間で母性保護をめぐる熱い論争は「近代日本の論争史上でも有数のもの」(鹿野政直「大正・昭和の思想」石田一良編『体系日本史叢書・思想史』(山川出版社・昭和51年)・357ページ)といわれている。

晶子の主張は「女子の徹底した独立」, つまり経済的独立を説き、らいてうは「生殖の責任」はあくまで夫婦相互に果たすべきで、母は生命の源泉であるから、母を保護することは婦人ひとりの幸福だけでなく、その子供を通じ、全社会的幸福のためにも重要であると述べ、兩人に対して菊栄は女性問題を惹起し問題を拡大した経済そのものの改善なくして問題の解決は無いと、三者三様の主張で、女性自らの手による解放の手だての提起といった点に本論争の歴史的意義が認められる。

さららいてうの母性主義については高群逸枝が「それは単なるケイの受け売りではなく、女性の心からの要求、いわば『母性我』からの発言であった。それはわが国に『母性保護』を叫んだ第一声であった。とくに注意されることは、『婦人と子供の権利』としてそれがさげられたことであった。」(『女の歴史・下巻』大日本雄弁会講談社・昭和33年, 272ページ)と今日的視点から晶子の主張よりも高い評価を与えている。

なお『婦人公論』に掲載された3人の母性保護論争は、松原治郎・神田道子共編『現代のエスプリ56・婦人論』(至文堂・昭和47年3月, 64-87ページ)にも収められている。

- 6)～8) 本稿での菊榮の主張の引用は前掲『現代のエスプリ56・婦人論』からでなく、鈴木裕子編『山川菊榮評論集』(岩波文庫・1990) 61-62・73・67-68各ページから順次引用した。
- 9) 大正13年(1924)にアルバート・ジョンソン(Albert Johnson)が提出したいわゆる「排日移民法案」がアメリカ合衆国議会を通過して同年7月1日実施。この法律は日本としては国辱的な差別待遇であるとして、当時、米国議会で審議中にも反対の意志を表明し、在米の埴原大使も「重大な結果を及ぼすであろう」と声明を発し、またまた米国官憲を刺激した。在米邦人も前年の関東大震災の折のアメリカの友好的な救済振りとは打って変わった仕打ちで大反対したが、この法律の成立で、呼び寄せ移民の入国が全面的に禁止され、ただ日本を訪ずれて、1ヵ年以内に帰米する再入国者を除いては、1人の日本人移民も、アメリカにはいることはできなくなり、これを契機にハワイ在留日本人は、永住土着の実践時代に入っていたのである(ハワイ官的移住七十五年祭記念ハワイ日本人移民史刊行委員会編『ハワイ日本人移民史』(ハワイ日本人連合協会・1977)、176ページ及び竹内幸次郎・原著『米国西海岸・日本移民史・上』(雄松堂出版・1994年復刻出版)、237-253ページ参照)。
- 10) 福田清人・浜名弘子共編著『人と作品21・与謝野晶子』(清水書院・1994(20刷)), 111ページ。
- 11) 『定本與謝野晶子全集・第20巻』(講談社・昭和56年)、422-423ページ。以下『全集』と略す。
- 12)～13) 『全集・第14巻』、133-135ページ(『全集』では「私の宅の子供」)。
- 14) 『全集・第19巻』、211ページ。
- 15) 『全集・第15巻』、102ページ。
- 16) 成城学園澤柳政太郎全集刊行会編『澤柳政太郎全集・第10巻』(国土社・1980)中「澤柳政太郎・略年譜」参照。
- 17) 『全集・第15巻』、550ページ。
- 18) 『全集・第19巻』、208-209ページ。
- 19) 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史・第5巻』(龍吟社・昭和14年)、1183ページ。以下『発達史』と略す。
- 20) 『発達史・第5巻』、1188ページ。
- 21) 『発達史・第5巻』、1187ページ。
- 22)～23) 『全集・第15巻』、81ページ。
- 24)～25) 『全集・第15巻』、281-282ページ。
- 26) 影山昇『有斐閣選書・日本の教育の歩み——現代に生きる教師像を求めて——(増補版)』(有斐閣・1995)、27-29ページ。
- 27) 宮内庁『明治天皇紀・第七』(吉川弘文館・昭和47年)、676ページ。
- 28) 教育現場での教育勅語の学校行事との関連での具体的な取り扱い方法については、飯島利八『小学校の儀式に関する研究』(開発社・明治44)によって詳細に知ることができる。

- 29) 平子恭子編著『年表作家読本・与謝野晶子』（河出書房新社・1995），23ページ。なお同書の明治23年の項には，春頃より和菓子商・駿河屋（生家）の「店の帳面役に励む。古典，史書を愛読」（23ページ）とある。
- 30) 京都大学百年史編集委員会編『京都大学百年史・総説編』（京都大学後援会・平成10年），374-395ページ参照。

なお事件の発端となった講演内容は，滝川が「トルストイの『復活』と刑法の否定」という演題で，『復活』を紹介しつつ，「全ての人類は罪人なり，同情贖罪，愛と理解と之れすべての悪と復讐とに優るとする大トルストイと共に心的革命の主張を是認」したというもので，講演の時点（昭和7年10月28日）ではまったく問題とされなかった。

それが12月初旬にいたり，滝川は講演が「犯罪は国家の組織が悪いから生じるので，刑罰を加えるのは矛盾である。犯罪は国家に対する制裁だ」というような内容であると歪められて受け止められてしまった。

その後，第64帝国議会が同年12月8日に開会され，翌8年2月1日の衆議院予算委員会で「思想問題」につき質問した宮沢裕（政友会）は，大学の「赤化教授」罷免を要求し，滝川の『刑法読本』と中央大学での「講演」を非難し，滝川事件として大きくクローズアップされていくこととなったのである（同書・378-379ページ）。

- 31) 寺崎昌男「滝川事件」（日本近代教育史事典編集委員会編『日本近代教育史事典』平凡社・昭和46年），137ページ。
- 32) 影山昇「昭和初年の文化状況」（土屋忠雄・吉田昇・斎藤正一共編『日本教育史』学文社・1993），389ページ。
- 33) 『全集・第16巻』317-331ページ参照。香内信子「解説」鹿野政直・香内信子共編『与謝野晶子評論集』（岩波文庫・1990），356ページ参照。
- 34) 香内信子「解説」（『与謝野晶子評論集』岩波文庫），356-357ページ。
- 35) 深尾須磨子「与謝野晶子——大自然に深く感動——」（朝日新聞社編・刊『朝日選書36・ほんとうの教育者とは問われて』1993〈第15刷〉），26-27ページ。

なお平成12年度前期「道徳教育の研究」の講義のなかで澤柳政太郎と与謝野晶子の生き方を紹介したが，晶子の生き方を学んだ鳥海晶子（成城大学文芸学部3年）の所感文を以下に引用し本論考を閉じることにする。

私事で恐縮だが，私の名前の「晶子」とは，与謝野晶子にちなんでつけられたものである。今までの，私の与謝野晶子に対する知識は，「みだれ髪」にまつわるスキャンダラスな女性像のみだったが，この授業で，晶子が教育の分野でも活躍していたことを知り，何だか意外なのと同時にうれしかった。

現在は男女共に大学まで教育をうけられる恵まれた環境にある。しかし，私自身，「恵まれている」と認識したのはつい最近のことなのだ。女性に教育など必要ないという時代があったということ，そして，その決定的な差別の壁を実際に知る由もないが，他人によって可能性を制限された女性達の無念を思うと，現在の自分を始めとする女性は多くのチャンスに恵まれているの

だと痛感せざるを得ない。

文化学院を、男性と肩を並べて創設した晶子の強さに敬服するだけではない。彼女は私生活でも夫と多くの子供を養い、弟子をかかえていたのだ。最近、晶子の弟子に対する歌の添削指導が発見されたそうだが、実に丁寧で力強かったという。働く女性と家庭を持つ女性の両立を先駆的に行ない、我々後の人間のためにも道をひらいてくれた晶子と同じ名前を私は持つのだと思うと、勇気が湧いてくるのである。

教育に関してだけではなく、すべてを通じて言えることだが、何かを達成するのに必要なのは情熱なのであると最近強く感じる。技術や知識はその熱意の後からついてくるのだと。現代は情熱という言葉を使うのは恥ずかしいというような風潮だが、これは永遠不変であり、胸に留めておくべきものだと思う。

晶子も、封建的な家で育てられ、教育は必要ではないという空気の中から何も持たずに飛び出した。彼女の財産は強い意志それだけであった。そんな少女が、後の世まで名を残す歌人であり、教育者となったのである。